

香川県条例第5号

香川県使用料、手数料条例等の一部を改正する条例

(香川県使用料、手数料条例の一部改正)

第1条 香川県使用料、手数料条例(昭和27年香川県条例第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前																																							
<p>(種別及び金額) 第2条 略</p> <p>(指定試験機関等への納付等) 第4条 略</p>				<p>(種別及び金額) 第2条 使用料及び手数料の種別及び金額は、別表第1のとおりとする。 2 金額の中で単にその範囲を定めたものについては、知事その金額を定める。</p> <p>(指定試験機関等への納付等) 第4条 別表第2の左欄に掲げる試験等の実施に関する事務を知事が行わせることとした者(以下「指定試験機関等」という。)が行う試験等を受けようとする者等は、同表の右欄に定める手数料を指定試験機関等に納めなければならない。 2 前項の規定により指定試験機関等に納められた手数料は、当該指定試験機関等の収入とする。</p>																																							
<p>別表第1(第2条関係) 第1表 使用料の部</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">1 行政財産の目的外使用の使用料</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">(1) 香川県庁 ホール</td> <td></td> <td>午前8時 30分から 午後5時 まで</td> <td><u>29,000円</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td>午前8時 30分から 正午まで</td> <td><u>19,330円</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td>午後1時</td> <td><u>19,330円</u></td> </tr> </tbody> </table>				種別	区分	単位	金額	1 行政財産の目的外使用の使用料				(1) 香川県庁 ホール		午前8時 30分から 午後5時 まで	<u>29,000円</u>		午前8時 30分から 正午まで	<u>19,330円</u>		午後1時	<u>19,330円</u>	<p>別表第1(第2条関係) 第1表 使用料の部</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">1 行政財産の目的外使用の使用料</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">(1) 香川県庁 ホール</td> <td></td> <td>午前8時 30分から 午後5時 まで</td> <td><u>28,200円</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td>午前8時 30分から 正午まで</td> <td><u>18,700円</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td>午後1時</td> <td><u>18,700円</u></td> </tr> </tbody> </table>				種別	区分	単位	金額	1 行政財産の目的外使用の使用料				(1) 香川県庁 ホール		午前8時 30分から 午後5時 まで	<u>28,200円</u>		午前8時 30分から 正午まで	<u>18,700円</u>		午後1時	<u>18,700円</u>
種別	区分	単位	金額																																								
1 行政財産の目的外使用の使用料																																											
(1) 香川県庁 ホール		午前8時 30分から 午後5時 まで	<u>29,000円</u>																																								
		午前8時 30分から 正午まで	<u>19,330円</u>																																								
		午後1時	<u>19,330円</u>																																								
種別	区分	単位	金額																																								
1 行政財産の目的外使用の使用料																																											
(1) 香川県庁 ホール		午前8時 30分から 午後5時 まで	<u>28,200円</u>																																								
		午前8時 30分から 正午まで	<u>18,700円</u>																																								
		午後1時	<u>18,700円</u>																																								

		から午後 5時まで	
(2) 略	略		
(3) その他の 建物		1月 1 平方メー トル	1,975円以内
(4) 自動車試 験場	大型自動車	1回 1 時間	1,460円
	普通自動車	1回 1 時間	1,250円
	自動二輪車	1回 1 時間	830円
(5) 土地	堤とう敷	1月 1 平方メー トル	129円以内
	その他	1月 1 平方メー トル	606円以内
(6) 略			

2 公の施設の使用料

(1) 高等学校			
全日制	略		
定時制	略		
通信制	略		
専攻科	略		

		から午後 5時まで	
(2) 略	略		
(3) その他の 建物		1月 1 平方メー トル	1,920円以内
(4) 自動車試 験場	大型自動車	1回 1 時間	1,420円
	普通自動車	1回 1 時間	1,220円
	自動二輪車	1回 1 時間	810円
(5) 土地	堤とう敷	1月 1 平方メー トル	126円以内
	その他	1月 1 平方メー トル	590円以内
(6) 略			

2 公の施設の使用料

(1) 高等学校			
全日制	授業料	1年度	118,800円
定時制	授業料	1年度	26,400円
	聴講料	1単位	1,430円
通信制	受講料	1科目	730円
専攻科	授業料	1年度	118,800円
<u>全日制及び定時制の授業料並びに通信制の受講料</u> <u>(高等学校通信教育規程(昭和37年文部省令第32</u> <u>号)附則第2項の特科生に係るものを除く。)</u> <u>については、これらを徴収しないことが高等学校(</u> <u>専攻科を除く。)</u> <u>における教育に要する経費に係</u> <u>る生徒間の負担の公平の観点から相当でない</u> <u>と認められる特別の事由があるとして規則で定める場</u>			

(2)～(4) 略
 (5) 香川県立
 農業大学校
 略
 技術研修科

受講料

就農準備研修	1人につき 1研修	<u>17,480円</u>
就農実践研修	1人につき 1研修	<u>41,140円</u>
農業機械利用技能者 養成研修（安全運転 技能Ⅰ）	1人につき 1研修	<u>2,050円</u>
農業機械利用技能者 養成研修（安全運転 技能Ⅱ）	1人につき 1研修	<u>2,050円</u>

(6) 略
 (7) 香川国際
 交流会館

大会議室使用料

第1会議室、第2会議
 室又は第3会議室の各
 室1室当たりの使用料
 小会議室又は和室の各
 室1室当たりの使用料

展示室使用料

略

(8) 香川県立
 文書館

視聴覚ホール使用料

会議室使用料

略

午前9時 から午後 9時まで	<u>17,900円</u>
午前9時 から午後 9時まで	<u>4,460円</u>
午前9時 から午後 9時まで	<u>2,040円</u>
午前9時 から午後 9時まで	<u>3,800円</u>
1時間当 たり	<u>3,600円</u>
1時間当 たり	<u>1,130円</u>

合に限り、徴収する。

(2)～(4) 略
 (5) 香川県立
 農業大学校
 略
 技術研修科

受講料

就農準備研修	1人につ き1研修	<u>17,000円</u>
就農実践研修	1人につ き1研修	<u>4万円</u>
農業機械利用技能者 養成研修（安全運転 技能Ⅰ）	1人につ き1研修	<u>2,000円</u>
農業機械利用技能者 養成研修（安全運転 技能Ⅱ）	1人につ き1研修	<u>2,000円</u>

(6) 略
 (7) 香川国際
 交流会館

大会議室使用料

第1会議室、第2会議
 室又は第3会議室の各
 室1室当たりの使用料
 小会議室又は和室の各
 室1室当たりの使用料

展示室使用料

略

(8) 香川県立
 文書館

視聴覚ホール使用料

会議室使用料

略

午前9時 から午後 9時まで	<u>17,430円</u>
午前9時 から午後 9時まで	<u>4,350円</u>
午前9時 から午後 9時まで	<u>2,000円</u>
午前9時 から午後 9時まで	<u>3,700円</u>
1時間当 たり	<u>3,500円</u>
1時間当 たり	<u>1,100円</u>

(9) 略			
(10) 香川県栗島海洋記念公園	研修室使用料 大研修室	1時間当たり	<u>420円</u>
	略		
(11) 香川県社会福祉総合センター	大会議室使用料	午前9時から午後9時まで	<u>34,430円</u>
	第1中会議室使用料	午前9時から午後9時まで	<u>19,050円</u>
	第2中会議室使用料	午前9時から午後9時まで	<u>16,090円</u>
	特別会議室使用料	午前9時から午後9時まで	<u>37,520円</u>
	第1研修室使用料	午前9時から午後9時まで	<u>7,430円</u>
	第2研修室使用料	午前9時から午後9時まで	<u>7,830円</u>
	〇A研修室使用料	午前9時から午後9時まで	<u>8,760円</u>
	和室研修室使用料	午前9時から午後9時まで	<u>10,430円</u>
	介護実習室使用料	午前9時から午後9時まで	<u>24,880円</u>
	調理実習室使用料	午前9時から午後	<u>19,120円</u>

(9) 略			
(10) 香川県栗島海洋記念公園	研修室使用料 大研修室	1時間当たり	<u>410円</u>
	略		
(11) 香川県社会福祉総合センター	大会議室使用料	午前9時から午後9時まで	<u>33,480円</u>
	第1中会議室使用料	午前9時から午後9時まで	<u>18,520円</u>
	第2中会議室使用料	午前9時から午後9時まで	<u>15,630円</u>
	特別会議室使用料	午前9時から午後9時まで	<u>36,490円</u>
	第1研修室使用料	午前9時から午後9時まで	<u>7,220円</u>
	第2研修室使用料	午前9時から午後9時まで	<u>7,620円</u>
	〇A研修室使用料	午前9時から午後9時まで	<u>8,520円</u>
	和室研修室使用料	午前9時から午後9時まで	<u>10,150円</u>
	介護実習室使用料	午前9時から午後9時まで	<u>24,190円</u>
	調理実習室使用料	午前9時から午後	<u>18,570円</u>

	文化教養室使用料	9時まで 午前9時 から午後 9時まで	<u>15,720円</u>
	健康プレイルーム使用 料		
	専用使用の場合	午前9時 から午後 9時まで	<u>20,290円</u>
	略		
	コミュニティホール使 用料	午前9時 から午後 9時まで	<u>59,380円</u>
	リハーサル室使用料	午前9時 から午後 9時まで	<u>7,650円</u>
	第1楽屋使用料	午前9時 から午後 9時まで	<u>2,220円</u>
	第2楽屋使用料	午前9時 から午後 9時まで	<u>3,880円</u>
	略		
	(12) さぬきこ どもの国	スペースシアター観覧 料	
	プラネタリウムによ る天体運行等の投影 個人		
	一般	1人につ き1回	<u>510円</u>
	略		
	団体(20人以上)		
	一般	1人につ き1回	<u>410円</u>
	略		

	文化教養室使用料	9時まで 午前9時 から午後 9時まで	<u>15,290円</u>
	健康プレイルーム使用 料		
	専用使用の場合	午前9時 から午後 9時まで	<u>19,730円</u>
	略		
	コミュニティホール使 用料	午前9時 から午後 9時まで	<u>57,740円</u>
	リハーサル室使用料	午前9時 から午後 9時まで	<u>7,420円</u>
	第1楽屋使用料	午前9時 から午後 9時まで	<u>2,150円</u>
	第2楽屋使用料	午前9時 から午後 9時まで	<u>3,770円</u>
	略		
	(12) さぬきこ どもの国	スペースシアター観覧 料	
	プラネタリウムによ る天体運行等の投影 個人		
	一般	1人につ き1回	<u>500円</u>
	略		
	団体(20人以上)		
	一般	1人につ き1回	<u>400円</u>
	略		

(13) 香川県産業技術センター	全天周映像機による映画の上映		
	個人		
	一般	1人につき1回	<u>510円</u>
	略		
	団体(20人以上)		
	一般	1人につき1回	<u>410円</u>
	略		
	こども劇場使用料	午前9時から午後1時まで	<u>15,930円</u>
		午後1時から午後5時まで	<u>15,930円</u>
	研修室使用料	午前9時から午後1時まで	<u>5,650円</u>
	午後1時から午後5時まで	<u>5,650円</u>	
略			
機器使用料			
エネルギー分散型X線マイクロアナライザー	1時間当たり	<u>8,310円</u>	
エネルギー分散型X線マイクロアナライザー(走査電子顕微鏡として使用する場 合に限る。)	1時間当たり	<u>5,590円</u>	
電界放出型分析走査電子顕微鏡	1時間当たり	<u>10,030円</u>	
ゼータ電位測定装置	1時間当	<u>3,420円</u>	

(13) 香川県産業技術センター	全天周映像機による映画の上映		
	個人		
	一般	1人につき1回	<u>500円</u>
	略		
	団体(20人以上)		
	一般	1人につき1回	<u>400円</u>
	略		
	こども劇場使用料	午前9時から午後1時まで	<u>15,490円</u>
		午後1時から午後5時まで	<u>15,490円</u>
	研修室使用料	午前9時から午後1時まで	<u>5,500円</u>
	午後1時から午後5時まで	<u>5,500円</u>	
略			
機器使用料			
エネルギー分散型X線マイクロアナライザー	1時間当たり	<u>7,830円</u>	
エネルギー分散型X線マイクロアナライザー(走査電子顕微鏡として使用する場 合に限る。)	1時間当たり	<u>5,180円</u>	
電界放出型分析走査電子顕微鏡	1時間当たり	<u>9,210円</u>	

多軸同時振動試験装置	たり 1時間当	3,960円
三次元造形装置	たり 1時間当たり	1,770円に 実費を基準として知事が 定める材料費の額を加え た額
X線探傷装置	1時間当 たり	3,420円
超精密平面研削盤	1時間当 たり	3,900円
レーザー加工機	1時間当 たり	3,690円
5軸マシニングセンター	1時間当 たり	4,310円
マシニングセンター	1時間当 たり	3,480円
高温電気炉（ファインセラミックス用）	1時間当 たり	3,110円
熱間等方圧加圧装置	1時間当 たり	4,560円
X線回折装置	1時間当 たり	3,370円
波長分散型蛍光X線分析装置（4キロワット）	1時間当 たり	4,670円
大型膜型反応装置	1日につ き	6,020円
高速液体クロマトグラフ質量分析計	1時間当 たり	5,750円
万能材料試験機、恒温恒湿器その他の機器の使用料	1日につ き又は1 時間当た り	1日につ いて は2,900円を 超えない範囲 で、1時間につ いては

多軸同時振動試験装置	1時間当 たり	3,580円
三次元造形装置	1時間当たり	1,630円に 実費を基準として知事が 定める材料費の額を加え た額
X線探傷装置	1時間当 たり	3,300円
超精密平面研削盤	1時間当 たり	3,550円
レーザー加工機	1時間当 たり	3,440円
5軸マシニングセンター	1時間当 たり	4,060円
マシニングセンター	1時間当 たり	3,230円
高温電気炉（ファインセラミックス用）	1時間当 たり	2,960円
熱間等方圧加圧装置	1時間当 たり	4,460円
X線回折装置	1時間当 たり	3,070円
波長分散型蛍光X線分析装置（4キロワット）	1時間当 たり	4,250円
大型膜型反応装置	1日につ き	5,450円
高速液体クロマトグラフ質量分析計	1時間当 たり	5,280円
万能材料試験機、恒温恒湿器その他の機器の使用料	1日につ き又は1 時間当た り	1日につ いて は2,620円を 超えない範囲 で、1時間につ いては

			3,030円を超えない範囲で規則で定める額
	研修室使用料	1時間当たり	<u>1,390円</u>
	会議室使用料	1時間当たり	<u>330円</u>
	視聴覚室使用料	1時間当たり	<u>620円</u>
	開放試験室使用料	1時間当たり	<u>270円</u>
	略		
(14) 香川県産業技術センター発酵食品研究所	機器使用料		
	大型ジャーファーマンター (30リットル)	1日につき	<u>2,470円</u>
	高速液体クロマトグラフ (アミノ酸の成分を分析する場合に限る。)	1時間当たり	<u>1,630円</u>
	超高速液体クロマトグラフ	1時間当たり	<u>1,600円</u>
	ガスクロマトグラフ	1時間当たり	<u>2,790円</u>
	質量分析計	1時間当たり	<u>1,670円</u>
	ヘッドスペースガス	1時間当たり	<u>1,670円</u>
	クロマトグラフ	1時間当たり	<u>1,670円</u>
	味認識装置 (センサーを除く。)	1時間当たり	<u>4,240円</u>
	X線元素分析装置付	1時間当たり	<u>1,330円</u>
	卓上顕微鏡	1時間当たり	<u>1,450円</u>
自動製麴装置	1時間当たり	<u>1,450円</u>	
高速液体クロマトグラフ (アミノ酸の成分を分析する場合を	1日につき又は1時間当た	1日については <u>570円</u> を超えない範囲で、	

			2,850円を超えない範囲で規則で定める額
	研修室使用料	1時間当たり	<u>1,260円</u>
	会議室使用料	1時間当たり	<u>300円</u>
	視聴覚室使用料	1時間当たり	<u>560円</u>
	開放試験室使用料	1時間当たり	<u>250円</u>
	略		
(14) 香川県産業技術センター発酵食品研究所	機器使用料		
	大型ジャーファーマンター (30リットル)	1日につき	<u>2,230円</u>
	高速液体クロマトグラフ (アミノ酸の成分を分析する場合に限る。)	1時間当たり	<u>1,550円</u>
	超高速液体クロマトグラフ	1時間当たり	<u>1,520円</u>
	ガスクロマトグラフ	1時間当たり	<u>2,480円</u>
	質量分析計	1時間当たり	<u>1,520円</u>
	X線元素分析装置付	1時間当たり	<u>1,200円</u>
	卓上顕微鏡	1時間当たり	<u>1,300円</u>
	自動製麴装置	1時間当たり	<u>1,300円</u>
	高速液体クロマトグラフ (アミノ酸の成分を分析する場合を	1日につき又は1時間当た	1日については <u>500円</u> を超えない範囲で、

(15) 香川県産 業交流センタ ー	除く。)、原子吸光 分析装置その他の機 器の使用料	り	1時間につい ては <u>1,170円</u> を超えない範 囲で規則で定 める額
	開放研究室使用料	1時間当 たり	<u>270円</u>
	大展示場使用料		
	日曜日、土曜日及び 休日(国民の祝日に 関する法律(昭和23 年法律第178号)に 規定する休日を用 意。)	午前9時 から午後 5時まで	<u>546,600円</u>
		午前9時 から午後 1時まで	<u>273,300円</u>
		午後1時 から午後 5時まで	<u>273,300円</u>
		午後5時 から午後 9時まで	<u>273,300円</u>
	その他の日	午前9時 から午後 5時まで	<u>455,600円</u>
		午前9時 から午後 1時まで	<u>227,800円</u>
		午後1時 から午後 5時まで	<u>227,800円</u>
	午後5時 から午後 9時まで	<u>227,800円</u>	
小展示場使用料			
日曜日、土曜日及び 休日	午前9時 から午後	<u>185,200円</u>	

(15) 香川県産 業交流センタ ー	除く。)、原子吸光 分析装置その他の機 器の使用料	り	1時間につい ては <u>1,110円</u> を超えない範 囲で規則で定 める額
	開放研究室使用料	1時間当 たり	<u>250円</u>
	大展示場使用料		
	日曜日、土曜日及び 休日(国民の祝日に 関する法律(昭和23 年法律第178号)に 規定する休日を用 意。)	午前9時 から午後 5時まで	<u>531,600円</u>
		午前9時 から午後 1時まで	<u>265,800円</u>
		午後1時 から午後 5時まで	<u>265,800円</u>
		午後5時 から午後 9時まで	<u>265,800円</u>
	その他の日	午前9時 から午後 5時まで	<u>443,000円</u>
		午前9時 から午後 1時まで	<u>221,500円</u>
		午後1時 から午後 5時まで	<u>221,500円</u>
	午後5時 から午後 9時まで	<u>221,500円</u>	
小展示場使用料			
日曜日、土曜日及び 休日	午前9時 から午後	<u>180,100円</u>	

その他の日	5時まで 午前9時 から午後 1時まで	<u>92,600円</u>	
	午後1時 から午後 5時まで	<u>92,600円</u>	
	午後5時 から午後 9時まで	<u>92,600円</u>	
	午前9時 から午後 5時まで	<u>154,200円</u>	
	午前9時 から午後 1時まで	<u>77,100円</u>	
	午後1時 から午後 5時まで	<u>77,100円</u>	
	午後5時 から午後 9時まで	<u>77,100円</u>	
	第1 屋外展示場使用料 日曜日、土曜日及び 休日	午前9時 から午後 5時まで	<u>44,600円</u>
		午前9時 から午後 1時まで	<u>22,300円</u>
		午後1時 から午後 5時まで	<u>22,300円</u>
その他の日	午前9時 から午後 5時まで	<u>37,200円</u>	

その他の日	5時まで 午前9時 から午後 1時まで	<u>90,100円</u>	
	午後1時 から午後 5時まで	<u>90,100円</u>	
	午後5時 から午後 9時まで	<u>90,100円</u>	
	午前9時 から午後 5時まで	<u>150,100円</u>	
	午前9時 から午後 1時まで	<u>75,100円</u>	
	午後1時 から午後 5時まで	<u>75,100円</u>	
	午後5時 から午後 9時まで	<u>75,100円</u>	
	第1 屋外展示場使用料 日曜日、土曜日及び 休日	午前9時 から午後 5時まで	<u>43,400円</u>
		午前9時 から午後 1時まで	<u>21,700円</u>
		午後1時 から午後 5時まで	<u>21,700円</u>
その他の日	午前9時 から午後 5時まで	<u>36,200円</u>	

	午前9時から午後1時まで	<u>18,600円</u>
	午後1時から午後5時まで	<u>18,600円</u>
第2屋外展示場使用料 日曜日、土曜日及び休日	午前9時から午後5時まで	<u>52,800円</u>
	午前9時から午後1時まで	<u>26,400円</u>
	午後1時から午後5時まで	<u>26,400円</u>
その他の日	午前9時から午後5時まで	<u>44,000円</u>
	午前9時から午後1時まで	<u>22,000円</u>
	午後1時から午後5時まで	<u>22,000円</u>
大会議室使用料 舞台以外の部分	午前9時から午後5時まで	<u>76,840円</u>
	午前9時から午後1時まで	<u>38,420円</u>
	午後1時から午後5時まで	<u>38,420円</u>

	午前9時から午後1時まで	<u>18,100円</u>
	午後1時から午後5時まで	<u>18,100円</u>
第2屋外展示場使用料 日曜日、土曜日及び休日	午前9時から午後5時まで	<u>51,400円</u>
	午前9時から午後1時まで	<u>25,700円</u>
	午後1時から午後5時まで	<u>25,700円</u>
その他の日	午前9時から午後5時まで	<u>42,900円</u>
	午前9時から午後1時まで	<u>21,500円</u>
	午後1時から午後5時まで	<u>21,500円</u>
大会議室使用料 舞台以外の部分	午前9時から午後5時まで	<u>74,720円</u>
	午前9時から午後1時まで	<u>37,360円</u>
	午後1時から午後5時まで	<u>37,360円</u>

	午後5時から午後9時まで	<u>38,420円</u>
舞台	午前9時から午後5時まで	<u>17,020円</u>
	午前9時から午後1時まで	<u>8,510円</u>
	午後1時から午後5時まで	<u>8,510円</u>
	午後5時から午後9時まで	<u>8,510円</u>
中会議室使用料	午前9時から午後5時まで	<u>21,000円</u>
	午前9時から午後1時まで	<u>10,500円</u>
	午後1時から午後5時まで	<u>10,500円</u>
	午後5時から午後9時まで	<u>10,500円</u>
小会議室使用料	午前9時から午後5時まで	<u>6,980円</u>
	午前9時から午後1時まで	<u>3,490円</u>
	午後1時から午後	<u>3,490円</u>

	午後5時から午後9時まで	<u>37,360円</u>
舞台	午前9時から午後5時まで	<u>16,550円</u>
	午前9時から午後1時まで	<u>8,280円</u>
	午後1時から午後5時まで	<u>8,280円</u>
	午後5時から午後9時まで	<u>8,280円</u>
中会議室使用料	午前9時から午後5時まで	<u>20,420円</u>
	午前9時から午後1時まで	<u>10,210円</u>
	午後1時から午後5時まで	<u>10,210円</u>
	午後5時から午後9時まで	<u>10,210円</u>
小会議室使用料	午前9時から午後5時まで	<u>6,800円</u>
	午前9時から午後1時まで	<u>3,400円</u>
	午後1時から午後	<u>3,400円</u>

	特別会議室使用料	5時まで	
		午後5時から午後9時まで	<u>3,490円</u>
		午前9時から午後5時まで	<u>31,120円</u>
		午前9時から午後1時まで	<u>15,560円</u>
		午後1時から午後5時まで	<u>15,560円</u>
(16) 香川県新規産業創出支援センター	略 インキュベート工房使用料	1月	<u>2,570円</u>
		1平方メートル	
		利用開始日から起算して5年を経過した日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）まで	
		1月	<u>3,080円</u>
		1平方メートル	
	電磁環境試験設備使用料	1時間当たり	<u>28,110円</u> を超えない範囲で規則で定める額

	特別会議室使用料	5時まで	
		午後5時から午後9時まで	<u>3,400円</u>
		午前9時から午後5時まで	<u>30,270円</u>
		午前9時から午後1時まで	<u>15,140円</u>
		午後1時から午後5時まで	<u>15,140円</u>
(16) 香川県新規産業創出支援センター	略 インキュベート工房使用料	1月	<u>2,500円</u>
		1平方メートル	
		利用開始日から起算して5年を経過した日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）まで	
		1月	<u>3,000円</u>
		1平方メートル	
	電磁環境試験設備使用料	1時間当たり	<u>27,000円</u> を超えない範囲で規則で定める額

	会議室使用料 大会議室	1時間当 たり	<u>1,540円</u>		会議室使用料 大会議室	1時間当 たり	<u>1,500円</u>
	小会議室	1時間当 たり	<u>460円</u>		小会議室	1時間当 たり	<u>450円</u>
	略				略		
(17) 香川県科 学技術研究セ ンター	研究室使用料 利用開始日から起算 して5年を経過した 日の属する月（その 日が月の初日である ときは、その日の属 する月の前月）まで 共同研究グループ 以外のもの	1月 1平方メ ートル	<u>2,570円</u>	(17) 香川県科 学技術研究セ ンター	研究室使用料 利用開始日から起算 して5年を経過した 日の属する月（その 日が月の初日である ときは、その日の属 する月の前月）まで 共同研究グループ 以外のもの	1月 1平方メ ートル	<u>2,500円</u>
	利用開始日から起算 して5年を経過した 日の属する月の翌月 （その日が月の初日 であるときは、その 日の属する月）以降 共同研究グループ	1月 1平方メ ートル	<u>1,540円</u>		利用開始日から起算 して5年を経過した 日の属する月の翌月 （その日が月の初日 であるときは、その 日の属する月）以降 共同研究グループ	1月 1平方メ ートル	<u>1,500円</u>
	共同研究グループ 以外のもの	1月 1平方メ ートル	<u>3,080円</u>		共同研究グループ 以外のもの	1月 1平方メ ートル	<u>3,000円</u>
	機器使用料	1時間当 たり	4,320円を超 えない範囲で 規則で定める 額		機器使用料	1時間当 たり	4,200円を超 えない範囲で 規則で定める 額
(18) 香川県サ ンポート高松 交流拠点施設	国際会議場 会議室使用料	午前9時 から午後	<u>110,100円</u> を 超えない範囲	(18) 香川県サ ンポート高松 交流拠点施設	国際会議場 会議室使用料	午前9時 から午後	<u>107,100円</u> を 超えない範囲

	10時まで	で規則で定める額
応接室使用料	午前9時から午後10時まで	<u>9,200円</u> を超える範囲で規則で定める額
第1控室使用料	午前9時から午後10時まで	<u>4,200円</u> を超える範囲で規則で定める額
第2控室使用料	午前9時から午後10時まで	<u>4,200円</u> を超える範囲で規則で定める額
ビジネスルーム使用料	午前9時から午後10時まで	<u>6,400円</u> を超える範囲で規則で定める額
展示場 展示場使用料	午前9時から午後10時まで	<u>97,700円</u> を超える範囲で規則で定める額
産業振興センター 事務室使用料	1月 1平方メートル	<u>4,000円</u>
多目的広場 多目的広場使用料 専用使用の場合	午前9時から午後10時まで	<u>66,800円</u> を超える範囲で規則で定める額
略 大型テント広場		

	10時まで	で規則で定める額
応接室使用料	午前9時から午後10時まで	<u>9,000円</u> を超える範囲で規則で定める額
第1控室使用料	午前9時から午後10時まで	<u>4,100円</u> を超える範囲で規則で定める額
第2控室使用料	午前9時から午後10時まで	<u>4,100円</u> を超える範囲で規則で定める額
ビジネスルーム使用料	午前9時から午後10時まで	<u>6,300円</u> を超える範囲で規則で定める額
展示場 展示場使用料	午前9時から午後10時まで	<u>95,000円</u> を超える範囲で規則で定める額
産業振興センター 事務室使用料	1月 1平方メートル	<u>3,900円</u>
多目的広場 多目的広場使用料 専用使用の場合	午前9時から午後10時まで	<u>65,000円</u> を超える範囲で規則で定める額
略 大型テント広場		

	大型テント広場使用料 専用使用の場合	午前9時から午後10時まで	<u>108,700円</u> を超えない範囲で規則で定める額
	アート広場 アート広場使用料 専用使用の場合	午前9時から午後10時まで	<u>96,600円</u> を超えない範囲で規則で定める額
(19)～(24) 略 (25) 香川県青年センター	略		
	大会議室 一般利用	午前9時から午後9時まで	<u>10,620円</u>
	特別利用	午前9時から午後9時まで	<u>5,310円</u>
	中会議室 一般利用	午前9時から午後9時まで	<u>7,080円</u>
	特別利用	午前9時から午後9時まで	<u>3,540円</u>
	小会議室 一般利用	午前9時から午後9時まで	<u>3,480円</u>
	特別利用	午前9時から午後9時まで	<u>1,740円</u>

	大型テント広場使用料 専用使用の場合	午前9時から午後10時まで	<u>105,700円</u> を超えない範囲で規則で定める額
	アート広場 アート広場使用料 専用使用の場合	午前9時から午後10時まで	<u>94,000円</u> を超えない範囲で規則で定める額
(19)～(24) 略 (25) 香川県青年センター	略		
	大会議室 一般利用	午前9時から午後9時まで	<u>10,380円</u>
	特別利用	午前9時から午後9時まで	<u>5,190円</u>
	中会議室 一般利用	午前9時から午後9時まで	<u>6,900円</u>
	特別利用	午前9時から午後9時まで	<u>3,450円</u>
	小会議室 一般利用	午前9時から午後9時まで	<u>3,420円</u>
	特別利用	午前9時から午後9時まで	<u>1,710円</u>

(26) 香川県立 体育館	野外活動場		
	一般利用	午前9時から午後9時まで	<u>6,300円</u>
	特別利用	午前9時から午後9時まで	<u>3,150円</u>
	宿泊施設		
	洋室		
	一般利用	1人につき1泊	<u>1,790円</u>
	特別利用	1人につき1泊	<u>1,150円</u>
	和室		
	一般利用	1人につき1泊	<u>1,540円</u>
	特別利用	1人につき1泊	<u>1,020円</u>
	体育館		
	競技場		
	全面	1時間当たり	<u>1,470円</u>
	半面	1時間当たり	<u>880円</u>
	略		
シャワー（温水）	1時間当たり	<u>1,180円</u>	
略			
競技場使用料			
アマチュアスポーツの場合			
入場料を徴収する	1時間当	<u>9,220円</u> を超	

(26) 香川県立 体育館	野外活動場		
	一般利用	午前9時から午後9時まで	<u>6,180円</u>
	特別利用	午前9時から午後9時まで	<u>3,090円</u>
	宿泊施設		
	洋室		
	一般利用	1人につき1泊	<u>1,740円</u>
	特別利用	1人につき1泊	<u>1,120円</u>
	和室		
	一般利用	1人につき1泊	<u>1,500円</u>
	特別利用	1人につき1泊	<u>1,000円</u>
	体育館		
	競技場		
	全面	1時間当たり	<u>1,430円</u>
	半面	1時間当たり	<u>860円</u>
	略		
シャワー（温水）	1時間当たり	<u>1,150円</u>	
略			
競技場使用料			
アマチュアスポーツの場合			
入場料を徴収する	1時間当	<u>8,970円</u> を超	

特別利用の形態、午前9時前又は午後9時後の時間において利用する場合その他規則で定める場合の使用料並びに大会議室、中会議室及び小会議室の冷暖房使用料は、別に規則で定める。

	場合	たり	えない範囲で 教育委員会規 則で定める額
	入場料を徴収しな い場合 全面	1時間当 たり	<u>3,070円</u> を超 えない範囲で 教育委員会規 則で定める額
	半面	1時間当 たり	<u>1,540円</u> を超 えない範囲で 教育委員会規 則で定める額
	アマチュアスポーツ 以外の場合		
	入場料を徴収する 場合	1時間当 たり	<u>36,900円</u> を超 えない範囲で 教育委員会規 則で定める額
	入場料を徴収しな い場合 全面	1時間当 たり	<u>9,220円</u> を超 えない範囲で 教育委員会規 則で定める額
	半面	1時間当 たり	<u>4,620円</u> を超 えない範囲で 教育委員会規 則で定める額
	会議室使用料	1時間当 たり	<u>640円</u>
(27) 香川県立 武道館	略 競技場使用料 専用使用の場合 アマチュアスポー		

	場合	たり	えない範囲で 教育委員会規 則で定める額
	入場料を徴収しな い場合 全面	1時間当 たり	<u>2,990円</u> を超 えない範囲で 教育委員会規 則で定める額
	半面	1時間当 たり	<u>1,500円</u> を超 えない範囲で 教育委員会規 則で定める額
	アマチュアスポーツ 以外の場合		
	入場料を徴収する 場合	1時間当 たり	<u>35,880円</u> を超 えない範囲で 教育委員会規 則で定める額
	入場料を徴収しな い場合 全面	1時間当 たり	<u>8,970円</u> を超 えない範囲で 教育委員会規 則で定める額
	半面	1時間当 たり	<u>4,500円</u> を超 えない範囲で 教育委員会規 則で定める額
	会議室使用料	1時間当 たり	<u>630円</u>
(27) 香川県立 武道館	略 競技場使用料 専用使用の場合 アマチュアスポー		

ツの場合 入場料を徴収する 場合	1時間当 たり	<u>3,940円</u> を超 えない範囲で 教育委員会規 則で定める額
入場料を徴収し ない場合	1時間当 たり	<u>1,310円</u> を超 えない範囲で 教育委員会規 則で定める額
アマチュアスポー ツ以外の場合 入場料を徴収す る場合	1時間当 たり	<u>15,790円</u> を超 えない範囲で 教育委員会規 則で定める額
入場料を徴収し ない場合	1時間当 たり	<u>3,940円</u> を超 えない範囲で 教育委員会規 則で定める額

略

(28) 香川県立
総合水泳プー
ル

水泳プール使用料 専用使用の場合 50メートルプール 全面使用の場合 アマチュアス ポーツの場合 入場料を徴 収する場合	1時間当 たり	<u>11,760円</u> を超 えない範囲で 教育委員会規 則で定める額
入場料を徴 収しない場 合 一般	1時間当	<u>5,880円</u> を超

ツの場合 入場料を徴収す る場合	1時間当 たり	<u>3,840円</u> を超 えない範囲で 教育委員会規 則で定める額
入場料を徴収し ない場合	1時間当 たり	<u>1,280円</u> を超 えない範囲で 教育委員会規 則で定める額
アマチュアスポー ツ以外の場合 入場料を徴収す る場合	1時間当 たり	<u>15,360円</u> を超 えない範囲で 教育委員会規 則で定める額
入場料を徴収し ない場合	1時間当 たり	<u>3,840円</u> を超 えない範囲で 教育委員会規 則で定める額

略

(28) 香川県立
総合水泳プー
ル

水泳プール使用料 専用使用の場合 50メートルプール 全面使用の場合 アマチュアス ポーツの場合 入場料を徴 収する場合	1時間当 たり	<u>11,440円</u> を超 えない範囲で 教育委員会規 則で定める額
入場料を徴 収しない場 合 一般	1時間当	<u>5,720円</u> を超

	たり	えない範囲で教育委員会規則で定める額
生徒及び児童	1時間当たり	<u>4,160円</u> を超えない範囲で教育委員会規則で定める額
アマチュアスポーツ以外の場合		
入場料を徴収する場合	1時間当たり	<u>35,300円</u> を超えない範囲で教育委員会規則で定める額
入場料を徴収しない場合	1時間当たり	<u>11,760円</u> を超えない範囲で教育委員会規則で定める額
コース使用の場合	1コースにつき1回(2時間以内)	<u>530円</u> を超えない範囲で教育委員会規則で定める額に使用する者の数を乗じて得た額に <u>540円</u> を加えた額
25メートルプール全面使用の場合		
アマチュアスポーツの場合		
入場料を徴収する場合	1時間当たり	<u>11,060円</u> を超えない範囲で教育委員会規則で定める額
入場料を徴		

	たり	えない範囲で教育委員会規則で定める額
生徒及び児童	1時間当たり	<u>4,050円</u> を超えない範囲で教育委員会規則で定める額
アマチュアスポーツ以外の場合		
入場料を徴収する場合	1時間当たり	<u>34,320円</u> を超えない範囲で教育委員会規則で定める額
入場料を徴収しない場合	1時間当たり	<u>11,440円</u> を超えない範囲で教育委員会規則で定める額
コース使用の場合	1コースにつき1回(2時間以内)	<u>520円</u> を超えない範囲で教育委員会規則で定める額に使用する者の数を乗じて得た額に <u>530円</u> を加えた額
25メートルプール全面使用の場合		
アマチュアスポーツの場合		
入場料を徴収する場合	1時間当たり	<u>10,760円</u> を超えない範囲で教育委員会規則で定める額
入場料を徴		

収しない場合		
一般	1時間当たり	<u>5,530円</u> を超えない範囲で教育委員会規則で定める額
生徒及び児童	1時間当たり	<u>3,090円</u> を超えない範囲で教育委員会規則で定める額
アマチュアスポーツ以外の場合		
入場料を徴収する場合	1時間当たり	<u>33,200円</u> を超えない範囲で教育委員会規則で定める額
入場料を徴収しない場合	1時間当たり	<u>11,060円</u> を超えない範囲で教育委員会規則で定める額
コース使用の場合	1コースにつき1回(2時間以内)	<u>530円</u> を超えない範囲で教育委員会規則で定める額に使用する者の数を乗じて得た額に <u>540円</u> を加えた額
飛込みプール アマチュアスポーツの場合		
入場料を徴収する場合	1時間当たり	<u>3,450円</u> を超えない範囲で教育委員会規

収しない場合		
一般	1時間当たり	<u>5,380円</u> を超えない範囲で教育委員会規則で定める額
生徒及び児童	1時間当たり	<u>3,010円</u> を超えない範囲で教育委員会規則で定める額
アマチュアスポーツ以外の場合		
入場料を徴収する場合	1時間当たり	<u>32,280円</u> を超えない範囲で教育委員会規則で定める額
入場料を徴収しない場合	1時間当たり	<u>10,760円</u> を超えない範囲で教育委員会規則で定める額
コース使用の場合	1コースにつき1回(2時間以内)	<u>520円</u> を超えない範囲で教育委員会規則で定める額に使用する者の数を乗じて得た額に <u>530円</u> を加えた額
飛込みプール アマチュアスポーツの場合		
入場料を徴収する場合	1時間当たり	<u>3,360円</u> を超えない範囲で教育委員会規

(29) 香川県立	入場料を徴収しない場合 一般	1時間当たり	則で定める額 <u>1,720円</u> を超えない範囲で教育委員会規則で定める額
	生徒及び児童	1時間当たり	<u>1,030円</u> を超えない範囲で教育委員会規則で定める額
	アマチュアスポーツ以外の場合 入場料を徴収する場合	1時間当たり	<u>10,360円</u> を超えない範囲で教育委員会規則で定める額
	入場料を徴収しない場合	1時間当たり	<u>3,450円</u> を超えない範囲で教育委員会規則で定める額
	専用使用でない場合 個人	1人につき1回	<u>530円</u> を超えない範囲で教育委員会規則で定める額
	団体(20人以上)	1人につき1回	<u>420円</u> を超えない範囲で教育委員会規則で定める額
	略 会議室使用料	1時間当たり	<u>640円</u>
略			

(29) 香川県立	入場料を徴収しない場合 一般	1時間当たり	則で定める額 <u>1,680円</u> を超えない範囲で教育委員会規則で定める額
	生徒及び児童	1時間当たり	<u>1,010円</u> を超えない範囲で教育委員会規則で定める額
	アマチュアスポーツ以外の場合 入場料を徴収する場合	1時間当たり	<u>10,080円</u> を超えない範囲で教育委員会規則で定める額
	入場料を徴収しない場合	1時間当たり	<u>3,360円</u> を超えない範囲で教育委員会規則で定める額
	専用使用でない場合 個人	1人につき1回	<u>520円</u> を超えない範囲で教育委員会規則で定める額
	団体(20人以上)	1人につき1回	<u>410円</u> を超えない範囲で教育委員会規則で定める額
	略 会議室使用料	1時間当たり	<u>630円</u>
略			

五色台少年自然センター	宿泊施設 一般	1人につき1泊	<u>1,000円</u> を超えない範囲で教育委員会規則で定める額	
	略			
	略			
	略			
(30) 香川県立屋島少年自然の家	宿泊施設 一般	1人につき1泊	<u>1,000円</u> を超えない範囲で教育委員会規則で定める額	
	略			
	略			
	略			
	塩水プール 専用使用の場合 一般	午前9時から午後1時まで	<u>8,760円</u>	
		午後1時から午後5時まで	<u>8,760円</u>	
	児童生徒	午前9時から午後1時まで	<u>5,840円</u>	
		午後1時から午後5時まで	<u>5,840円</u>	
	略			
	略			
	(31) 香川県民ホール	大ホール 入場料を徴収する場合 営利を目的とする	午前9時	<u>457,920円</u> を

五色台少年自然センター	宿泊施設 一般	1人につき1泊	<u>900円</u> を超えない範囲で教育委員会規則で定める額	
	略			
	略			
	略			
(30) 香川県立屋島少年自然の家	宿泊施設 一般	1人につき1泊	<u>900円</u> を超えない範囲で教育委員会規則で定める額	
	略			
	略			
	略			
	塩水プール 専用使用の場合 一般	午前9時から午後1時まで	<u>8,520円</u>	
		午後1時から午後5時まで	<u>8,520円</u>	
	児童生徒	午前9時から午後1時まで	<u>5,680円</u>	
		午後1時から午後5時まで	<u>5,680円</u>	
	略			
	略			
	(31) 香川県民ホール	大ホール 入場料を徴収する場合 営利を目的とする	午前9時	<u>446,500円</u> を

場合	から午後 10時まで	超えない範囲 で規則で定め る額
営利を目的としな い場合	午前9時 から午後 10時まで	<u>457,920円</u> を 超えない範囲 で規則で定め る額
入場料を徴収しない 場合		
営利を目的とする 場合	午前9時 から午後 10時まで	<u>389,240円</u> を 超えない範囲 で規則で定め る額
営利を目的としな い場合	午前9時 から午後 10時まで	<u>228,960円</u> を 超えない範囲 で規則で定め る額
小ホール		
入場料を徴収する場 合		
営利を目的とする 場合	午前9時 から午後 10時まで	<u>226,380円</u> を 超えない範囲 で規則で定め る額
営利を目的としな い場合	午前9時 から午後 10時まで	<u>226,380円</u> を 超えない範囲 で規則で定め る額
入場料を徴収しない 場合		
営利を目的とする 場合	午前9時 から午後 10時まで	<u>192,430円</u> を 超えない範囲 で規則で定め る額
営利を目的としな	午前9時	<u>113,190円</u> を

場合	から午後 10時まで	超えない範囲 で規則で定め る額
営利を目的としな い場合	午前9時 から午後 10時まで	<u>446,500円</u> を 超えない範囲 で規則で定め る額
入場料を徴収しない 場合		
営利を目的とする 場合	午前9時 から午後 10時まで	<u>380,200円</u> を 超えない範囲 で規則で定め る額
営利を目的としな い場合	午前9時 から午後 10時まで	<u>223,200円</u> を 超えない範囲 で規則で定め る額
小ホール		
入場料を徴収する場 合		
営利を目的とする 場合	午前9時 から午後 10時まで	<u>220,100円</u> を 超えない範囲 で規則で定め る額
営利を目的としな い場合	午前9時 から午後 10時まで	<u>220,100円</u> を 超えない範囲 で規則で定め る額
入場料を徴収しない 場合		
営利を目的とする 場合	午前9時 から午後 10時まで	<u>187,500円</u> を 超えない範囲 で規則で定め る額
営利を目的としな	午前9時	<u>11万円</u> を超え

	い場合	から午後 10時まで	超えない範囲 で規則で定め る額
	多目的大会議室 営利を目的とする場 合	午前9時 から午後 10時まで	<u>141,450円</u> を 超えない範囲 で規則で定め る額
	営利を目的としない 場合	午前9時 から午後 10時まで	<u>94,300円</u> を超 えない範囲で 規則で定める 額
	楽屋	午前9時 から午後 10時まで	<u>6,570円</u> を超 えない範囲で 規則で定める 額
	リハーサル室	午前9時 から午後 10時まで	<u>16,600円</u> を超 えない範囲で 規則で定める 額
	練習室	午前9時 から午後 10時まで	<u>5,790円</u> を超 えない範囲で 規則で定める 額
	会議室	午前9時 から午後 10時まで	<u>52,350円</u> を超 えない範囲で 規則で定める 額
(32) 香川県立 ミュージアム	略 歴史展示室及び企画展 示室の観覧料（学齢に 達しない者、児童、中 学校生徒、高等学校生 徒及びこれらに準ずる 者を除く。）		

	い場合	から午後 10時まで	ない範囲で規 則で定める額
	多目的大会議室 営利を目的とする場 合	午前9時 から午後 10時まで	<u>137,600円</u> を 超えない範囲 で規則で定め る額
	営利を目的としない 場合	午前9時 から午後 10時まで	<u>91,700円</u> を超 えない範囲で 規則で定める 額
	楽屋	午前9時 から午後 10時まで	<u>6,390円</u> を超 えない範囲で 規則で定める 額
	リハーサル室	午前9時 から午後 10時まで	<u>16,140円</u> を超 えない範囲で 規則で定める 額
	練習室	午前9時 から午後 10時まで	<u>5,630円</u> を超 えない範囲で 規則で定める 額
	会議室	午前9時 から午後 10時まで	<u>50,900円</u> を超 えない範囲で 規則で定める 額
(32) 香川県立 ミュージアム	略 歴史展示室及び企画展 示室の観覧料（学齢に 達しない者、児童、中 学校生徒、高等学校生 徒及びこれらに準ずる 者を除く。）		

	個人	1人につき 1回	<u>410円</u>
	団体 (20人以上)	1人につき 1回	<u>330円</u>
	略		
	特別展示室使用料	午前9時 から午後 5時まで	<u>30,440円</u> を超 えない範囲で 規則で定める 額
	講堂使用料	午前9時 から午後 5時まで	<u>23,510円</u> を超 えない範囲で 規則で定める 額
	研修室使用料	午前9時 から午後 5時まで	<u>9,490円</u> を超 えない範囲で 規則で定める 額
	略		
(33)	略		
(34)	香川県立 ミュージアム 香川県文化会 館	略	略
	県民ギャラリー使用料	午前9時 から午後 5時まで	<u>19,060円</u> を超 えない範囲で 規則で定める 額
	略		
(35)	略		

第2表 手数料の部

種別	区分	単位	金額
1～53 略			
54	抑留犬返還 手数料	1頭	<u>2,430円</u>
55～76 略			
77	引き取った 犬若しくは猫	1頭又は 1匹	<u>2,430円</u>

	個人	1人につ き1回	<u>400円</u>
	団体 (20人以上)	1人につ き1回	<u>320円</u>
	略		
	特別展示室使用料	午前9時 から午後 5時まで	<u>29,600円</u> を超 えない範囲で 規則で定める 額
	講堂使用料	午前9時 から午後 5時まで	<u>22,840円</u> を超 えない範囲で 規則で定める 額
	研修室使用料	午前9時 から午後 5時まで	<u>9,200円</u> を超 えない範囲で 規則で定める 額
	略		
(33)	略		
(34)	香川県立 ミュージアム 香川県文化会 館	略	略
	県民ギャラリー使用料	午前9時 から午後 5時まで	<u>18,560円</u> を超 えない範囲で 規則で定める 額
	略		
(35)	略		

第2表 手数料の部

種別	区分	単位	金額
1～53 略			
54	抑留犬返還 手数料	1頭	<u>2,410円</u>
55～76 略			
77	引き取った 犬若しくは猫	1頭又は 1匹	<u>2,410円</u>

又は収容した 犬の返還手数料			
78～106 略			
107 危険物製造所等許可検査等申請手数料	消防法（昭和23年法律第186号。以下この項において「法」という。）第11条第1項前段の許可（以下この項において「設置許可」という。） 製造所 略 指定数量の倍数が200を超えるもの 略 特定屋外タンク貯蔵所（浮き屋根を有する特定屋外貯蔵タンクのうち地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定する総務省令で定める金額等を定める省令（平成12年自治省令第5号。以下この項において「省令」という。）第1条の2に規定する特定屋外貯蔵タンクに係る特定屋外タンク貯蔵所（以下この項において「浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所」という。）、浮き蓋	1件	<u>92,000円</u>

又は収容した 犬の返還手数料			
78～106 略			
107 危険物製造所等許可検査等申請手数料	消防法（昭和23年法律第186号。以下この項において「法」という。）第11条第1項前段の許可（以下この項において「設置許可」という。） 製造所 略 指定数量の倍数が200を超えるもの 略 特定屋外タンク貯蔵所（浮き屋根を有する特定屋外貯蔵タンクのうち地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定する総務省令で定める金額等を定める省令（平成12年自治省令第5号。以下この項において「省令」という。）第1条の2に規定する特定屋外貯蔵タンクに係る特定屋外タンク貯蔵所（以下この項において「浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所」という。）、浮き蓋	1件	<u>91,000円</u>

付きの特定屋外貯蔵タンクのうち省令第1条の3に規定する特定屋外貯蔵タンクに係る特定屋外タンク貯蔵所（以下この項において「浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所」という。）及び岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。）

危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満のもの	1件	<u>83万円</u>
危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上1万キロリットル未満のもの	1件	<u>101万円</u>
危険物の貯蔵最大数量が1万キロリットル以上5万キロリットル未満のもの	1件	<u>112万円</u>
危険物の貯蔵最大数量が5万キロリットル以上10万キロリットル未満のもの	1件	<u>142万円</u>
危険物の貯蔵最大数量が10万キロリットル以上20万キ	1件	<u>166万円</u>

付きの特定屋外貯蔵タンクのうち省令第1条の3に規定する特定屋外貯蔵タンクに係る特定屋外タンク貯蔵所（以下この項において「浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所」という。）及び岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。）

危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満のもの	1件	<u>82万円</u>
危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上1万キロリットル未満のもの	1件	<u>99万円</u>
危険物の貯蔵最大数量が1万キロリットル以上5万キロリットル未満のもの	1件	<u>110万円</u>
危険物の貯蔵最大数量が5万キロリットル以上10万キロリットル未満のもの	1件	<u>140万円</u>
危険物の貯蔵最大数量が10万キロリットル以上20万キ	1件	<u>164万円</u>

ロリットル未満のもの 危険物の貯蔵最大 数量が20万キロリ ットル以上30万キ ロリットル未満の もの	1 件	<u>388万円</u>	ロリットル未満の もの 危険物の貯蔵最大 数量が20万キロリ ットル以上30万キ ロリットル未満の もの	1 件	<u>385万円</u>
危険物の貯蔵最大 数量が30万キロリ ットル以上40万キ ロリットル未満の もの	1 件	<u>510万円</u>	危険物の貯蔵最大 数量が30万キロリ ットル以上40万キ ロリットル未満の もの	1 件	<u>509万円</u>
略			略		
浮き屋根式特定屋外 タンク貯蔵所及び浮 き蓋付特定屋外タン ク貯蔵所			浮き屋根式特定屋外 タンク貯蔵所及び浮 き蓋付特定屋外タン ク貯蔵所		
危険物の貯蔵最大 数量が1,000キロ リットル以上 5,000キロリット ル未満のもの	1 件	<u>113万円</u>	危険物の貯蔵最大 数量が1,000キロ リットル以上 5,000キロリット ル未満のもの	1 件	<u>112万円</u>
危険物の貯蔵最大 数量が5,000キロ リットル以上1万 キロリットル未満 のもの	1 件	<u>134万円</u>	危険物の貯蔵最大 数量が5,000キロ リットル以上1万 キロリットル未満 のもの	1 件	<u>133万円</u>
危険物の貯蔵最大 数量が1万キロリ ットル以上5万キ ロリットル未満の もの	1 件	<u>150万円</u>	危険物の貯蔵最大 数量が1万キロリ ットル以上5万キ ロリットル未満の もの	1 件	<u>148万円</u>
略			略		
危険物の貯蔵最大 数量が10万キロリ	1 件	<u>214万円</u>	危険物の貯蔵最大 数量が10万キロリ	1 件	<u>212万円</u>

<p>ットル以上20万キロリットル未満のもの 危険物の貯蔵最大数量が20万キロリットル以上30万キロリットル未満のもの 略</p>	1 件	<u>435万円</u>	<p>ットル以上20万キロリットル未満のもの 危険物の貯蔵最大数量が20万キロリットル以上30万キロリットル未満のもの 略</p>	1 件	<u>433万円</u>
<p>略 一般取扱所 略 指定数量の倍数が200を超えるもの 略</p>	1 件	<u>92,000円</u>	<p>略 一般取扱所 略 指定数量の倍数が200を超えるもの 略</p>	1 件	<u>91,000円</u>
<p>設置許可に係る法第11条の2第1項の検査（以下この項において「設置の完成検査前検査」という。） 略 溶接部検査 略</p>	1 件	<u>99万円</u>	<p>設置許可に係る法第11条の2第1項の検査（以下この項において「設置の完成検査前検査」という。） 略 溶接部検査 略</p>	1 件	<u>95万円</u>
<p>危険物の貯蔵最大数量が1万キロリットル以上5万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 略</p>	1 件	<u>172万円</u>	<p>危険物の貯蔵最大数量が1万キロリットル以上5万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 略</p>	1 件	<u>165万円</u>
<p>危険物の貯蔵最大数量が10万キロリットル以上20万キロリットル未満の特定屋外タンク貯</p>			<p>危険物の貯蔵最大数量が10万キロリットル以上20万キロリットル未満の特定屋外タンク貯</p>		

蔵所 危険物の貯蔵最大 数量が20万キロリ ットル以上30万キ ロリットル未満の 特定屋外タンク貯 蔵所	1 件	<u>332万円</u>	蔵所 危険物の貯蔵最大 数量が20万キロリ ットル以上30万キ ロリットル未満の 特定屋外タンク貯 蔵所	1 件	<u>318万円</u>
危険物の貯蔵最大 数量が30万キロリ ットル以上40万キ ロリットル未満の 特定屋外タンク貯 蔵所	1 件	<u>406万円</u>	危険物の貯蔵最大 数量が30万キロリ ットル以上40万キ ロリットル未満の 特定屋外タンク貯 蔵所	1 件	<u>389万円</u>
危険物の貯蔵最大 数量が40万キロリ ットル以上の特定 屋外タンク貯蔵所	1 件	<u>465万円</u>	危険物の貯蔵最大 数量が40万キロリ ットル以上の特定 屋外タンク貯蔵所	1 件	<u>445万円</u>
略			略		
略 法第14条の3第1項又 は第2項の保安に関す る検査 特定屋外タンク貯蔵 所（岩盤タンクに係 る特定屋外タンク貯 蔵所を除く。）			略 法第14条の3第1項又 は第2項の保安に関す る検査 特定屋外タンク貯蔵 所（岩盤タンクに係 る特定屋外タンク貯 蔵所を除く。）		
略 危険物の貯蔵最大 数量が5,000キロ リットル以上1万 キロリットル未満 のもの	1 件	<u>43万円</u>	略 危険物の貯蔵最大 数量が5,000キロ リットル以上1万 キロリットル未満 のもの	1 件	<u>41万円</u>
略 危険物の貯蔵最大 数量が5万キロリ	1 件	<u>96万円</u>	略 危険物の貯蔵最大 数量が5万キロリ	1 件	<u>92万円</u>

	10万キロリットル以上10万キロリットル未満のもの 危険物の貯蔵最大数量が10万キロリットル以上20万キロリットル未満のもの	1件	<u>121万円</u>
	危険物の貯蔵最大数量が20万キロリットル以上30万キロリットル未満のもの	1件	<u>295万円</u>
	危険物の貯蔵最大数量が30万キロリットル以上40万キロリットル未満のもの	1件	<u>362万円</u>
	危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以上のもの	1件	<u>417万円</u>
略			
108~164 略			
165	狩猟免許更新申請手数料	1件	<u>2,900円</u>
166~257 略			
258	主任介護支援専門員研修手数料	1件	<u>32,000円</u>
259~374 略			
375	香川県産業技術センター 非破壊試験 放射線透過試験 超音波探傷試験	1件 1件	<u>5,050円</u> <u>1,960円</u>

	10万キロリットル以上10万キロリットル未満のもの 危険物の貯蔵最大数量が10万キロリットル以上20万キロリットル未満のもの	1件	<u>116万円</u>
	危険物の貯蔵最大数量が20万キロリットル以上30万キロリットル未満のもの	1件	<u>283万円</u>
	危険物の貯蔵最大数量が30万キロリットル以上40万キロリットル未満のもの	1件	<u>347万円</u>
	危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以上のもの	1件	<u>400万円</u>
略			
108~164 略			
165	狩猟免許更新申請手数料	1件	<u>2,800円</u>
166~257 略			
258	主任介護支援専門員研修手数料	1件	<u>27,000円</u>
259~374 略			
375	香川県産業技術センター 非破壊試験 放射線透過試験 超音波探傷試験	1件 1件	<u>4,810円</u> <u>1,850円</u>

組織試験		
顕微鏡試験	1 件	<u>3,080円</u>
マクロ試験	1 件	<u>3,010円</u>
形状試験		
形状測定	1 項目	<u>2,690円</u>
金属材料試験		
強度試験		
丸鋼又は異形棒鋼の場合	1 件	<u>2,770円</u>
その他の場合	1 件	<u>1,300円</u>
硬さ試験	1 件	<u>1,300円</u>
応力・ひずみ試験	1 件	<u>2,750円</u>
物理試験	1 項目	<u>1,490円</u>
特殊物理試験	1 項目	<u>4,320円</u>
塩水噴霧試験	1 件24時間までごと	<u>7,060円</u>
塩水噴霧サイクル試験	1 件24時間までごと	<u>5,300円</u>
窯業材料試験		
強度試験	1 件	<u>1,310円</u>
耐寒試験	1 測定	<u>5,790円</u>
凍結融解試験	1 測定	<u>29,280円</u>
熱膨張試験	1 件	<u>3,570円</u>
粒度試験		
40マイクロメートル未満	1 件	<u>4,940円</u>
40マイクロメートル以上	1 件	<u>2,710円</u>
物理試験	1 項目	<u>1,460円</u>
特殊物理試験	1 項目	<u>4,240円</u>
木竹材料試験		
強度試験	1 件	<u>1,340円</u>
物理試験	1 項目	<u>1,460円</u>

組織試験		
顕微鏡試験	1 件	<u>2,930円</u>
マクロ試験	1 件	<u>2,820円</u>
形状試験		
形状測定	1 項目	<u>2,500円</u>
金属材料試験		
強度試験		
丸鋼又は異形棒鋼の場合	1 件	<u>2,600円</u>
その他の場合	1 件	<u>1,240円</u>
硬さ試験	1 件	<u>1,240円</u>
応力・ひずみ試験	1 件	<u>2,580円</u>
物理試験	1 項目	<u>1,380円</u>
特殊物理試験	1 項目	<u>4,050円</u>
塩水噴霧試験	1 件24時間までごと	<u>6,610円</u>
塩水噴霧サイクル試験	1 件24時間までごと	<u>4,870円</u>
窯業材料試験		
強度試験	1 件	<u>1,240円</u>
耐寒試験	1 測定	<u>5,600円</u>
凍結融解試験	1 測定	<u>27,190円</u>
熱膨張試験	1 件	<u>3,410円</u>
粒度試験		
40マイクロメートル未満	1 件	<u>4,750円</u>
40マイクロメートル以上	1 件	<u>2,590円</u>
物理試験	1 項目	<u>1,380円</u>
特殊物理試験	1 項目	<u>4,050円</u>
木竹材料試験		
強度試験	1 件	<u>1,240円</u>
物理試験	1 項目	<u>1,380円</u>

特殊物理試験 精密測定試験	1 項目	<u>4,220円</u>
表面粗さ試験	1 件	<u>1,260円</u>
その他材料試験		
強度試験	1 件	<u>1,340円</u>
物理試験	1 項目	<u>1,460円</u>
特殊物理試験	1 項目	<u>4,220円</u>
耐候性試験	1 件24時 間までご と	<u>12,330円</u>
微構造観察試験	1 件	<u>7,970円</u>
和文試験成績書副本	1 通	<u>410円</u>
英文試験成績書副本	1 通	<u>2,940円</u>
鉍産物（粘土を含む。） 分析		
定性分析	1 成分	<u>2,920円</u>
定量分析	1 成分	<u>3,600円</u>
特殊定性分析	1 成分	<u>3,600円</u>
特殊定量分析	1 成分	<u>4,280円</u>
金属分析		
定性分析	1 成分	<u>2,920円</u>
定量分析	1 成分	<u>3,600円</u>
特殊定性分析	1 成分	<u>3,600円</u>
特殊定量分析	1 成分	<u>4,280円</u>
その他分析		
定性分析	1 成分	<u>2,920円</u>
定量分析	1 成分	<u>3,600円</u>
特殊定性分析	1 成分	<u>3,600円</u>
特殊定量分析	1 成分	<u>4,280円</u>
略		
食品・食品原料分析		
液体分析		
色度（醤油に限る。）	1 件	<u>340円</u>
比重	1 件	<u>670円</u>

特殊物理試験 精密測定試験	1 項目	<u>4,050円</u>
表面粗さ試験	1 件	<u>1,180円</u>
その他材料試験		
強度試験	1 件	<u>1,240円</u>
物理試験	1 項目	<u>1,380円</u>
特殊物理試験	1 項目	<u>4,050円</u>
耐候性試験	1 件24時 間までご と	<u>11,000円</u>
微構造観察試験	1 件	<u>7,490円</u>
和文試験成績書副本	1 通	<u>390円</u>
英文試験成績書副本	1 通	<u>2,760円</u>
鉍産物（粘土を含む。） 分析		
定性分析	1 成分	<u>2,710円</u>
定量分析	1 成分	<u>3,390円</u>
特殊定性分析	1 成分	<u>3,390円</u>
特殊定量分析	1 成分	<u>4,050円</u>
金属分析		
定性分析	1 成分	<u>2,710円</u>
定量分析	1 成分	<u>3,390円</u>
特殊定性分析	1 成分	<u>3,390円</u>
特殊定量分析	1 成分	<u>4,050円</u>
その他分析		
定性分析	1 成分	<u>2,710円</u>
定量分析	1 成分	<u>3,390円</u>
特殊定性分析	1 成分	<u>3,390円</u>
特殊定量分析	1 成分	<u>4,050円</u>
略		
食品・食品原料分析		
液体分析		
色度（醤油に限る。）	1 件	<u>320円</u>
比重	1 件	<u>640円</u>

屈折示度測定	1件	<u>640円</u>
PH	1件	<u>630円</u>
塩分・塩素	1件	<u>1,060円</u>
無塩可溶性固形分 (醤油に限る。)	1件	<u>1,700円</u>
全窒素・たんぱく 質	1件	<u>1,170円</u>
ホルモール窒素	1件	<u>1,240円</u>
エキス	1件	<u>1,230円</u>
水分	1件	<u>1,220円</u>
アルコール	1件	<u>1,200円</u>
全糖	1件	<u>1,210円</u>
直糖	1件	<u>1,210円</u>
糖質	1件	<u>23,540円</u>
酸度	1件	<u>1,200円</u>
滴定酸度(醤油に 限る。)	1件	<u>1,200円</u>
灰分	1件	<u>1,520円</u>
脂質	1件	<u>1,570円</u>
食物繊維	1件	<u>18,040円</u>
水分活性	1件	<u>1,810円</u>
エネルギー(たん ぱく質、脂質及び 糖質の量により算 出する場合)	1件	<u>23,540円</u>
エネルギー(たん ぱく質、脂質及び 炭水化物の量によ り算出する場合)	1件	<u>5,490円</u>
一般生菌	1件	<u>1,520円</u>
真菌	1件	<u>1,520円</u>
大腸菌群	1件	<u>1,520円</u>
大腸菌(E. coli)	1件	<u>2,160円</u>
黄色ブドウ球菌	1件	<u>1,840円</u>

屈折示度測定	1件	<u>610円</u>
PH	1件	<u>610円</u>
塩分・塩素	1件	<u>1,000円</u>
無塩可溶性固形分 (醤油に限る。)	1件	<u>1,610円</u>
全窒素・たんぱく 質	1件	<u>1,140円</u>
ホルモール窒素	1件	<u>1,180円</u>
エキス	1件	<u>1,180円</u>
水分	1件	<u>1,170円</u>
アルコール	1件	<u>1,160円</u>
全糖	1件	<u>1,200円</u>
直糖	1件	<u>1,200円</u>
糖質	1件	<u>21,930円</u>
酸度	1件	<u>1,170円</u>
滴定酸度(醤油に 限る。)	1件	<u>1,170円</u>
灰分	1件	<u>1,490円</u>
脂質	1件	<u>1,510円</u>
食物繊維	1件	<u>16,600円</u>
水分活性	1件	<u>1,740円</u>
エネルギー(たん ぱく質、脂質及び 糖質の量により算 出する場合)	1件	<u>21,930円</u>
エネルギー(たん ぱく質、脂質及び 炭水化物の量によ り算出する場合)	1件	<u>5,330円</u>
一般生菌	1件	<u>1,470円</u>
真菌	1件	<u>1,470円</u>
大腸菌群	1件	<u>1,470円</u>
大腸菌(E. coli)	1件	<u>2,100円</u>
黄色ブドウ球菌	1件	<u>1,770円</u>

芽胞菌	1件	<u>1,530円</u>
乳酸菌	1件	<u>2,140円</u>
固体分析		
屈折示度測定	1件	<u>640円</u>
PH	1件	<u>630円</u>
塩分・塩素	1件	<u>1,390円</u>
全窒素・たんぱく質	1件	<u>1,540円</u>
水分	1件	<u>1,540円</u>
アルコール	1件	<u>1,520円</u>
全糖	1件	<u>1,450円</u>
直糖	1件	<u>1,450円</u>
糖質	1件	<u>25,580円</u>
酸度	1件	<u>1,560円</u>
N性	1件	<u>1,560円</u>
灰分	1件	<u>1,710円</u>
脂質	1件	<u>1,880円</u>
食物繊維	1件	<u>18,880円</u>
水分活性	1件	<u>1,840円</u>
エネルギー(たんぱく質、脂質及び糖質の量により算出する場合)	1件	<u>25,580円</u>
エネルギー(たんぱく質、脂質及び炭水化物の量により算出する場合)	1件	<u>6,690円</u>
一般生菌	1件	<u>1,520円</u>
真菌	1件	<u>1,520円</u>
大腸菌群	1件	<u>1,520円</u>
大腸菌(E. coli)	1件	<u>2,160円</u>
黄色ブドウ球菌	1件	<u>1,840円</u>
芽胞菌	1件	<u>1,530円</u>
乳酸菌	1件	<u>2,140円</u>

芽胞菌	1件	<u>1,470円</u>
醤油乳酸菌	1件	<u>2,050円</u>
固体分析		
屈折示度測定	1件	<u>610円</u>
PH	1件	<u>610円</u>
塩分・塩素	1件	<u>1,310円</u>
全窒素・たんぱく質	1件	<u>1,460円</u>
水分	1件	<u>1,450円</u>
アルコール	1件	<u>1,440円</u>
全糖	1件	<u>1,400円</u>
直糖	1件	<u>1,400円</u>
糖質	1件	<u>24,110円</u>
酸度	1件	<u>1,470円</u>
N性	1件	<u>1,500円</u>
灰分	1件	<u>1,670円</u>
脂質	1件	<u>1,790円</u>
食物繊維	1件	<u>17,730円</u>
水分活性	1件	<u>1,740円</u>
エネルギー(たんぱく質、脂質及び糖質の量により算出する場合)	1件	<u>24,110円</u>
エネルギー(たんぱく質、脂質及び炭水化物の量により算出する場合)	1件	<u>6,380円</u>
一般生菌	1件	<u>1,470円</u>
真菌	1件	<u>1,470円</u>
大腸菌群	1件	<u>1,470円</u>
大腸菌(E. coli)	1件	<u>2,100円</u>
黄色ブドウ球菌	1件	<u>1,770円</u>
芽胞菌	1件	<u>1,470円</u>

特殊分析		
有機酸	1 成分	<u>4,800円</u>
無機成分	1 成分	<u>4,530円</u>
保存料	1 成分	<u>4,550円</u>
着色料	1 成分	<u>4,570円</u>
漂白剤	1 成分	<u>4,530円</u>
アミノ酸組成	1 成分	<u>4,540円</u>
γアミノ酪酸	1 成分	<u>9,250円</u>
核酸関連物質	1 成分	<u>4,670円</u>
合成甘味料	1 成分	<u>4,710円</u>
ぶどう糖・しょ糖 ・果糖	1 成分	<u>6,330円</u>
ソルビトール	1 件	<u>6,930円</u>
レブリン酸	1 件	<u>2,860円</u>
酸価（油脂の場合）	1 件	<u>2,870円</u>
酸価（固形物の場 合）	1 件	<u>11,310円</u>
過酸化物価（油脂 の場合）	1 件	<u>2,870円</u>
過酸化物価（固形 物の場合）	1 件	<u>10,680円</u>
全プロテアーゼ活 性	1 件	<u>6,420円</u>
小麦DNA（電気 泳動法）	1 件	<u>19,500円</u>
小麦たんぱく質（ 電気泳動法）	1 件	<u>13,080円</u>
活性酸素消去能（ ORAC法）	1 件	<u>20,550円</u>
略		
和文分析結果副本	1 通	<u>410円</u>
英文分析結果副本	1 通	<u>2,940円</u>
機器操作指導	1 時間ま でごと	<u>3,140円</u>

特殊分析		
有機酸	1 成分	<u>4,490円</u>
無機成分	1 成分	<u>4,290円</u>
保存料	1 成分	<u>4,290円</u>
着色料	1 成分	<u>4,350円</u>
漂白剤	1 成分	<u>4,360円</u>
アミノ酸組成	1 成分	<u>4,300円</u>
γアミノ酪酸	1 成分	<u>8,680円</u>
核酸関連物質	1 成分	<u>4,420円</u>
合成甘味料	1 成分	<u>4,410円</u>
ぶどう糖・しょ糖 ・果糖	1 成分	<u>5,970円</u>
機能性糖質	1 成分	<u>6,500円</u>
レブリン酸	1 件	<u>2,680円</u>
酸価（油脂の場合）	1 件	<u>2,700円</u>
酸価（固形物の場 合）	1 件	<u>10,630円</u>
過酸化物価（油脂 の場合）	1 件	<u>2,700円</u>
過酸化物価（固形 物の場合）	1 件	<u>10,070円</u>
全プロテアーゼ活 性	1 件	<u>6,110円</u>
小麦DNA（電気 泳動法）	1 件	<u>18,530円</u>
小麦たんぱく質（ 電気泳動法）	1 件	<u>12,400円</u>
活性酸素消去能（ ORAC法）	1 件	<u>19,730円</u>
略		
和文分析結果副本	1 通	<u>390円</u>
英文分析結果副本	1 通	<u>2,760円</u>
機器操作指導	1 時間ま でごと	<u>2,750円</u>

376 香川県産 業技術センタ 一発酵食品研 究所手数料	食品・食品原料分析		
	液体分析		
	色度 (醤油に限る。)	1 件	<u>340円</u>
	比重	1 件	<u>670円</u>
	屈折示度測定	1 件	<u>640円</u>
	PH	1 件	<u>630円</u>
	塩分・塩素	1 件	<u>1,060円</u>
	無塩可溶性固形分 (醤油に限る。)	1 件	<u>1,700円</u>
	全窒素・たんぱく 質	1 件	<u>1,170円</u>
	ホルモール窒素	1 件	<u>1,240円</u>
	エキス	1 件	<u>1,230円</u>
	水分	1 件	<u>1,220円</u>
	アルコール	1 件	<u>1,200円</u>
	全糖	1 件	<u>1,210円</u>
	直糖	1 件	<u>1,210円</u>
	糖質	1 件	<u>23,540円</u>
	酸度	1 件	<u>1,200円</u>
	滴定酸度 (醤油に 限る。)	1 件	<u>1,200円</u>
	灰分	1 件	<u>1,520円</u>
	脂質	1 件	<u>1,570円</u>
食物繊維	1 件	<u>18,040円</u>	
水分活性	1 件	<u>1,810円</u>	
エネルギー (たん ぱく質、脂質及び 糖質の量により算 出する場合)	1 件	<u>23,540円</u>	
エネルギー (たん ぱく質、脂質及び 炭水化物の量によ り算出する場合)	1 件	<u>5,490円</u>	
一般生菌	1 件	<u>1,520円</u>	

376 香川県産 業技術センタ 一発酵食品研 究所手数料	食品・食品原料分析		
	液体分析		
	色度 (醤油に限る。)	1 件	<u>320円</u>
	比重	1 件	<u>640円</u>
	屈折示度測定	1 件	<u>610円</u>
	PH	1 件	<u>610円</u>
	塩分・塩素	1 件	<u>1,000円</u>
	無塩可溶性固形分 (醤油に限る。)	1 件	<u>1,610円</u>
	全窒素・たんぱく 質	1 件	<u>1,140円</u>
	ホルモール窒素	1 件	<u>1,180円</u>
	エキス	1 件	<u>1,180円</u>
	水分	1 件	<u>1,170円</u>
	アルコール	1 件	<u>1,160円</u>
	全糖	1 件	<u>1,200円</u>
	直糖	1 件	<u>1,200円</u>
	糖質	1 件	<u>21,930円</u>
	酸度	1 件	<u>1,170円</u>
	滴定酸度 (醤油に 限る。)	1 件	<u>1,170円</u>
	灰分	1 件	<u>1,490円</u>
	脂質	1 件	<u>1,510円</u>
食物繊維	1 件	<u>16,600円</u>	
水分活性	1 件	<u>1,740円</u>	
エネルギー (たん ぱく質、脂質及び 糖質の量により算 出する場合)	1 件	<u>21,930円</u>	
エネルギー (たん ぱく質、脂質及び 炭水化物の量によ り算出する場合)	1 件	<u>5,330円</u>	
一般生菌	1 件	<u>1,470円</u>	

真菌	1件	1,520円
大腸菌群	1件	1,520円
大腸菌 (E. coli)	1件	2,160円
黄色ブドウ球菌	1件	1,840円
芽胞菌	1件	1,530円
乳酸菌	1件	2,140円
固体分析		
屈折示度測定	1件	640円
PH	1件	630円
塩分・塩素	1件	1,390円
全窒素・たんぱく質	1件	1,540円
水分	1件	1,540円
アルコール	1件	1,520円
全糖	1件	1,450円
直糖	1件	1,450円
糖質	1件	25,580円
酸度	1件	1,560円
N性	1件	1,560円
灰分	1件	1,710円
脂質	1件	1,880円
食物繊維	1件	18,880円
水分活性	1件	1,840円
エネルギー (たんぱく質、脂質及び糖質の量により算出する場合)	1件	25,580円
エネルギー (たんぱく質、脂質及び炭水化物の量により算出する場合)	1件	6,690円
一般生菌	1件	1,520円
真菌	1件	1,520円
大腸菌群	1件	1,520円

真菌	1件	1,470円
大腸菌群	1件	1,470円
大腸菌 (E. coli)	1件	2,100円
黄色ブドウ球菌	1件	1,770円
芽胞菌	1件	1,470円
醤油乳酸菌	1件	2,050円
固体分析		
屈折示度測定	1件	610円
PH	1件	610円
塩分・塩素	1件	1,310円
全窒素・たんぱく質	1件	1,460円
水分	1件	1,450円
アルコール	1件	1,440円
全糖	1件	1,400円
直糖	1件	1,400円
糖質	1件	24,110円
酸度	1件	1,470円
N性	1件	1,500円
灰分	1件	1,670円
脂質	1件	1,790円
食物繊維	1件	17,730円
水分活性	1件	1,740円
エネルギー (たんぱく質、脂質及び糖質の量により算出する場合)	1件	24,110円
エネルギー (たんぱく質、脂質及び炭水化物の量により算出する場合)	1件	6,380円
一般生菌	1件	1,470円
真菌	1件	1,470円
大腸菌群	1件	1,470円

大腸菌 (E. coli)	1 件	<u>2,160円</u>
黄色ブドウ球菌	1 件	<u>1,840円</u>
芽胞菌	1 件	<u>1,530円</u>
乳酸菌	1 件	<u>2,140円</u>
特殊分析		
有機酸	1 成分	<u>4,800円</u>
無機成分	1 成分	<u>4,530円</u>
保存料	1 成分	<u>4,550円</u>
着色料	1 成分	<u>4,570円</u>
漂白剤	1 成分	<u>4,530円</u>
アミノ酸組成	1 成分	<u>4,540円</u>
γアミノ酪酸	1 成分	<u>9,250円</u>
核酸関連物質	1 成分	<u>4,670円</u>
合成甘味料	1 成分	<u>4,710円</u>
ぶどう糖・しょ糖 ・果糖	1 成分	<u>6,330円</u>
ソルビトール	1 件	<u>6,930円</u>
レブリン酸	1 件	<u>2,860円</u>
酸価 (油脂の場合)	1 件	<u>2,870円</u>
酸価 (固形物の場 合)	1 件	<u>11,310円</u>
過酸化物価 (油脂 の場合)	1 件	<u>2,870円</u>
過酸化物価 (固形 物の場合)	1 件	<u>10,680円</u>
全プロテアーゼ活 性	1 件	<u>6,420円</u>
活性酸素消去能 (ORAC法)	1 件	<u>20,550円</u>
略		
和文分析結果副本	1 通	<u>410円</u>
英文分析結果副本	1 通	<u>2,940円</u>
機器操作指導	1 時間ま でごと	<u>3,140円</u>

大腸菌 (E. coli)	1 件	<u>2,100円</u>
黄色ブドウ球菌	1 件	<u>1,770円</u>
芽胞菌	1 件	<u>1,470円</u>
特殊分析		
有機酸	1 成分	<u>4,490円</u>
無機成分	1 成分	<u>4,290円</u>
保存料	1 成分	<u>4,290円</u>
着色料	1 成分	<u>4,350円</u>
漂白剤	1 成分	<u>4,360円</u>
アミノ酸組成	1 成分	<u>4,300円</u>
γアミノ酪酸	1 成分	<u>8,680円</u>
核酸関連物質	1 成分	<u>4,420円</u>
合成甘味料	1 成分	<u>4,410円</u>
ぶどう糖・しょ糖 ・果糖	1 成分	<u>5,970円</u>
機能性糖質	1 成分	<u>6,500円</u>
レブリン酸	1 件	<u>2,680円</u>
酸価 (油脂の場合)	1 件	<u>2,700円</u>
酸価 (固形物の場 合)	1 件	<u>10,630円</u>
過酸化物価 (油脂 の場合)	1 件	<u>2,700円</u>
過酸化物価 (固形 物の場合)	1 件	<u>10,070円</u>
全プロテアーゼ活 性	1 件	<u>6,110円</u>
活性酸素消去能 (ORAC法)	1 件	<u>19,730円</u>
略		
和文分析結果副本	1 通	<u>390円</u>
英文分析結果副本	1 通	<u>2,760円</u>
機器操作指導	1 時間ま でごと	<u>2,750円</u>

377 香川県新規産業創出支援センター手数料	電磁環境試験 電磁波特性試験	1測定1時間までごと	30,160円を超えない範囲で規則で定める額
	試験成績書正本 試験成績書謄本	1通 1通	<u>21,600円</u> <u>410円</u>
378~390 略			
391 肥料登録更新申請手数料	略	1件	<u>8,100円</u>
	肥料取締法第4条第1項第7号の肥料に係るもの		
392~412 略			
412の2 家畜受精卵移植技術手数料	牛体内受精卵の検査	1回	<u>5,100円</u>
	牛体内受精卵の処理 新鮮卵処理	1個	<u>520円</u>
	凍結卵処理	1個	<u>1,040円</u>
413~419 略			
420 家畜検査手数料	家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項又は第31条第1項の規定による家畜の検査（同法第5条第1項の規定による家畜の検査にあつては、監視伝染病の発生を予防するためのものに限る。）		
	略 馬伝染性貧血検査 略	1頭1回	<u>1,510円</u>
421 家畜投薬手数料	肝蛭病投薬 略	1頭1回	<u>740円</u>
422 家畜注射	略		

377 香川県新規産業創出支援センター手数料	電磁環境試験 電磁波特性試験	1測定1時間までごと	29,000円を超えない範囲で規則で定める額
	試験成績書正本 試験成績書謄本	1通 1通	<u>21,000円</u> <u>390円</u>
378~390 略			
391 肥料登録更新申請手数料	略	1件	<u>8,000円</u>
	肥料取締法第4条第1項第7号の肥料に係るもの		
392~412 略			
412の2 家畜受精卵移植技術手数料	牛体内受精卵の検査	1回	<u>5,000円</u>
	牛体内受精卵の処理 新鮮卵処理	1個	<u>500円</u>
	凍結卵処理	1個	<u>1,000円</u>
413~419 略			
420 家畜検査手数料	家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項又は第31条第1項の規定による家畜の検査（同法第5条第1項の規定による家畜の検査にあつては、監視伝染病の発生を予防するためのものに限る。）		
	略 馬伝染性貧血検査 略	1頭1回	<u>1,470円</u>
421 家畜投薬手数料	肝蛭病投薬 略	1頭1回	<u>720円</u>
422 家畜注射	略		

手数料	豚コレラ・豚丹毒混合 予防注射	1頭1回	<u>360円</u>
	流行性脳炎予防注射		
	高力価不活化予防液	1頭1回	<u>750円</u>
	生ワクチン予防液	1頭1回	<u>690円</u>
	萎縮性鼻炎予防注射		
	繁殖の用に供してい る雌豚	1頭1回	<u>960円</u>
	略		
	炭疽 ^そ 予防注射	1頭1回	<u>380円</u>
	気腫 ^{しゅ} 疽 ^そ 予防注射	1頭1回	<u>380円</u>
	流行性感冒予防注射		
	イバラキ病予防液	1頭1回	<u>530円</u>
	牛流行熱予防液	1頭1回	<u>530円</u>
牛伝染性鼻気管炎予防 注射	1頭1回	<u>530円</u>	

423~511 略

512 建築基準
法（昭和25年
法律第201号。
以下この項か
ら570の項ま
でにおいて「
法」という。）
第6条第1項
（法第87条第
1項において
準用する場合
を含む。）の
建築確認申請
手数料及び同
項後段の計画
変更建築確認
申請手数料並

略

手数料	豚コレラ・豚丹毒混合 予防注射	1頭1回	<u>350円</u>
	流行性脳炎予防注射		
	高力価不活化予防液	1頭1回	<u>730円</u>
	生ワクチン予防液	1頭1回	<u>680円</u>
	萎縮 ^い 性鼻炎 ^そ 予防注射		
	繁殖の用に供してい る雌豚	1頭1回	<u>940円</u>
	略		
	炭疽 ^そ 予防注射	1頭1回	<u>370円</u>
	気腫 ^{しゅ} 疽 ^そ 予防注射	1頭1回	<u>370円</u>
	流行性感冒予防注射		
	イバラキ病予防液	1頭1回	<u>520円</u>
	牛流行熱予防液	1頭1回	<u>520円</u>
牛伝染性鼻気管炎予防 注射	1頭1回	<u>520円</u>	

423~511 略

512 建築基準
法（昭和25年
法律第201号。
以下この項か
ら570の項ま
でにおいて「
法」という。）
第6条第1項
（法第87条第
1項において
準用する場合
を含む。）の
建築確認申請
手数料及び同
項後段の計画
変更建築確認
申請手数料並

略

びに法第18条第2項（法第87条第1項において準用する場合を含む。）の計画通知手数料及び計画変更計画通知手数料			
512の2 法第6条第5項及び第18条第4項の構造計算適合性判定手数料			
512の3 構造計算適合性判定手数料（512の2の項に該当するものを除く。）	略		
	その他の方法による場合		
	延べ面積		
	略		
	5万平方メートルを超える場合	1件	81万円
	略		
513~598 略			

備考 略

別表第2（第4条関係）

びに法第18条第2項（法第87条第1項において準用する場合を含む。）の計画通知手数料及び計画変更計画通知手数料			
512の2 法第6条第5項及び第18条第4項の構造計算適合性判定手数料			
512の3 構造計算適合性判定手数料（512の2の項に該当するものを除く。）	国土交通大臣の認定を受けたプログラムを使用した構造計算適合性判定を行う場合		
	略		
	その他の方法による場合		
	延べ面積		
	略		
	5万平方メートルを超える場合	1件	79万円
	建築基準法施行令第81条第4項の規定により、建築物の2以上の部分を別の建築物とみなす場合は、当該建築物及び建築物の部分のそれぞれの延べ面積に対して算定した額を合算する。		
513~598 略			

備考 略

別表第2（第4条関係）

試験等	手数料
1～8 略	
9 削除	
10 児童福祉法第18条の8第1項の保育士試験	略
11 児童福祉法施行令(昭和23年政令第74号)第21条の規定に基づく厚生労働省令の規定による保育士試験の全部の免除の申請に対する審査	1件 2,400円
12 職業能力開発促進法施行令(昭和44年政令第258号)第3条第1号の技能検定試験のうち実技試験	17,900円を超えない範囲で知事が定める額
13～15 略	

試験等	手数料
1～8 略	
9及び10 削除	
11 児童福祉法第18条の8第1項の保育士試験	略
12 職業能力開発促進法施行令(昭和44年政令第258号)第3条第1号の技能検定試験のうち実技試験	16,500円を超えない範囲で知事が定める額
13～15 略	

(香川県スポーツ施設条例の一部改正)

第2条 香川県スポーツ施設条例(昭和39年香川県条例第26号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前												
<p>(利用料金の收受) 第7条 略</p> <p>(利用料金の承認) 第8条 略</p> <p>別表(第7条、第8条関係) 1 香川県立体育館</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設等</th> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	施設等	単位	金額				<p>(利用料金の收受) 第7条 教育委員会は、指定管理者に別表の左欄に掲げる施設等の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を当該指定管理者の収入として收受させることができる。</p> <p>(利用料金の承認) 第8条 利用料金は、指定管理者があらかじめ教育委員会の承認を受けて定めるものとする。この場合において、指定管理者が定める利用料金の額は、別表に定める額を超えてはならない。</p> <p>別表(第7条、第8条関係) 1 香川県立体育館</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設等</th> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	施設等	単位	金額			
施設等	単位	金額											
施設等	単位	金額											

競技場		
アマチュアスポーツの場合		
入場料を徴収する場合	1時間当たり	<u>9,220円</u>
入場料を徴収しない場合		
全面	1時間当たり	<u>3,070円</u>
半面	1時間当たり	<u>1,540円</u>
アマチュアスポーツ以外の場合		
入場料を徴収する場合	1時間当たり	<u>36,900円</u>
入場料を徴収しない場合		
全面	1時間当たり	<u>9,220円</u>
半面	1時間当たり	<u>4,620円</u>
会議室	1時間当たり	<u>640円</u>
略		

2 香川県立武道館

施設等	単位	金額
競技場		
専用使用の場合		
アマチュアスポーツの場合		
入場料を徴収する場合	1時間当たり	<u>3,940円</u>
入場料を徴収しない場合	1時間当たり	<u>1,310円</u>
アマチュアスポーツ以外の場合		
入場料を徴収する場合	1時間当たり	<u>15,790円</u>
入場料を徴収しない場合	1時間当たり	<u>3,940円</u>
略		

3 香川県立総合水泳プール

施設等	単位	金額
水泳プール		
専用使用の場合		
50メートルプール		
全面使用の場合		
アマチュアスポーツの場合		

競技場		
アマチュアスポーツの場合		
入場料を徴収する場合	1時間当たり	<u>8,970円</u>
入場料を徴収しない場合		
全面	1時間当たり	<u>2,990円</u>
半面	1時間当たり	<u>1,500円</u>
アマチュアスポーツ以外の場合		
入場料を徴収する場合	1時間当たり	<u>35,880円</u>
入場料を徴収しない場合		
全面	1時間当たり	<u>8,970円</u>
半面	1時間当たり	<u>4,500円</u>
会議室	1時間当たり	<u>630円</u>
略		

2 香川県立武道館

施設等	単位	金額
競技場		
専用使用の場合		
アマチュアスポーツの場合		
入場料を徴収する場合	1時間当たり	<u>3,840円</u>
入場料を徴収しない場合	1時間当たり	<u>1,280円</u>
アマチュアスポーツ以外の場合		
入場料を徴収する場合	1時間当たり	<u>15,360円</u>
入場料を徴収しない場合	1時間当たり	<u>3,840円</u>
略		

3 香川県立総合水泳プール

施設等	単位	金額
水泳プール		
専用使用の場合		
50メートルプール		
全面使用の場合		
アマチュアスポーツの場合		

入場料を徴収する場合 入場料を徴収しない場 合	1時間当たり	<u>11,760円</u>
一般	1時間当たり	<u>5,880円</u>
生徒及び児童	1時間当たり	<u>4,160円</u>
アマチュアスポーツ以外 の場合		
入場料を徴収する場合	1時間当たり	<u>35,300円</u>
入場料を徴収しない場 合	1時間当たり	<u>11,760円</u>
コース使用の場合	1コースにつ き1回(2時 間以内)	<u>530円</u> に利用す る者の数を乗じ て得た額に <u>540 円</u> を加えた額
25メートルプール 全面使用の場合		
アマチュアスポーツの場 合		
入場料を徴収する場合	1時間当たり	<u>11,060円</u>
入場料を徴収しない場 合		
一般	1時間当たり	<u>5,530円</u>
生徒及び児童	1時間当たり	<u>3,090円</u>
アマチュアスポーツ以外 の場合		
入場料を徴収する場合	1時間当たり	<u>33,200円</u>
入場料を徴収しない場 合	1時間当たり	<u>11,060円</u>
コース使用の場合	1コースにつ き1回(2時 間以内)	<u>530円</u> に利用す る者の数を乗じ て得た額に <u>540 円</u> を加えた額
飛込みプール		
アマチュアスポーツの場合		
入場料を徴収する場合	1時間当たり	<u>3,450円</u>

入場料を徴収する場合 入場料を徴収しない場 合	1時間当たり	<u>11,440円</u>
一般	1時間当たり	<u>5,720円</u>
生徒及び児童	1時間当たり	<u>4,050円</u>
アマチュアスポーツ以外 の場合		
入場料を徴収する場合	1時間当たり	<u>34,320円</u>
入場料を徴収しない場 合	1時間当たり	<u>11,440円</u>
コース使用の場合	1コースにつ き1回(2時 間以内)	<u>520円</u> に利用す る者の数を乗じ て得た額に <u>530 円</u> を加えた額
25メートルプール 全面使用の場合		
アマチュアスポーツの場 合		
入場料を徴収する場合	1時間当たり	<u>10,760円</u>
入場料を徴収しない場 合		
一般	1時間当たり	<u>5,380円</u>
生徒及び児童	1時間当たり	<u>3,010円</u>
アマチュアスポーツ以外 の場合		
入場料を徴収する場合	1時間当たり	<u>32,280円</u>
入場料を徴収しない場 合	1時間当たり	<u>10,760円</u>
コース使用の場合	1コースにつ き1回(2時 間以内)	<u>520円</u> に利用す る者の数を乗じ て得た額に <u>530 円</u> を加えた額
飛込みプール		
アマチュアスポーツの場合		
入場料を徴収する場合	1時間当たり	<u>3,360円</u>

入場料を徴収しない場合		
一般	1時間当たり	<u>1,720円</u>
生徒及び児童	1時間当たり	<u>1,030円</u>
アマチュアスポーツ以外の 場合		
入場料を徴収する場合	1時間当たり	<u>10,360円</u>
入場料を徴収しない場合	1時間当たり	<u>3,450円</u>
専用使用でない場合		
個人	1人につき1 回	<u>530円</u>
団体（20人以上）	1人につき1 回	<u>420円</u>
略 会議室 略	1時間当たり	<u>640円</u>
略		

入場料を徴収しない場合		
一般	1時間当たり	<u>1,680円</u>
生徒及び児童	1時間当たり	<u>1,010円</u>
アマチュアスポーツ以外の 場合		
入場料を徴収する場合	1時間当たり	<u>10,080円</u>
入場料を徴収しない場合	1時間当たり	<u>3,360円</u>
専用使用でない場合		
個人	1人につき1 回	<u>520円</u>
団体（20人以上）	1人につき1 回	<u>410円</u>
略 会議室 略	1時間当たり	<u>630円</u>
略		

(香川県県民ホール条例の一部改正)

第3条 香川県県民ホール条例（昭和63年香川県条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前						
<p>(利用料金の收受)</p> <p>第6条 略</p> <p>(利用料金の承認)</p> <p>第7条 略</p> <p>別表（第6条、第7条関係）</p> <table border="1"> <tr> <td>施設等</td> <td>単位</td> <td>金額</td> </tr> </table>	施設等	単位	金額	<p>(利用料金の收受)</p> <p>第6条 知事は、指定管理者に別表の左欄に掲げる施設等の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として收受させることができる。</p> <p>(利用料金の承認)</p> <p>第7条 利用料金は、指定管理者があらかじめ知事の承認を受けて定めるものとする。この場合において、指定管理者が定める利用料金の額は、別表に定める額を超えてはならない。</p> <p>別表（第6条、第7条関係）</p> <table border="1"> <tr> <td>施設等</td> <td>単位</td> <td>金額</td> </tr> </table>	施設等	単位	金額
施設等	単位	金額					
施設等	単位	金額					

大ホール		
入場料を徴収する場合		
営利を目的とする場合	1時間当たり	<u>57,240円</u>
営利を目的としない場合	1時間当たり	<u>57,240円</u>
入場料を徴収しない場合		
営利を目的とする場合	1時間当たり	<u>48,660円</u>
営利を目的としない場合	1時間当たり	<u>28,620円</u>
小ホール		
入場料を徴収する場合		
営利を目的とする場合	1時間当たり	<u>28,300円</u>
営利を目的としない場合	1時間当たり	<u>28,300円</u>
入場料を徴収しない場合		
営利を目的とする場合	1時間当たり	<u>24,060円</u>
営利を目的としない場合	1時間当たり	<u>14,150円</u>
多目的大会議室		
営利を目的とする場合	1時間当たり	<u>15,920円</u>
営利を目的としない場合	1時間当たり	<u>10,610円</u>
楽屋	1時間当たり	<u>740円</u>
リハーサル室	1時間当たり	<u>1,790円</u>
練習室	1時間当たり	<u>630円</u>
会議室	1時間当たり	<u>5,890円</u>
略		
略		

大ホール		
入場料を徴収する場合		
営利を目的とする場合	1時間当たり	<u>55,800円</u>
営利を目的としない場合	1時間当たり	<u>55,800円</u>
入場料を徴収しない場合		
営利を目的とする場合	1時間当たり	<u>47,650円</u>
営利を目的としない場合	1時間当たり	<u>28,030円</u>
小ホール		
入場料を徴収する場合		
営利を目的とする場合	1時間当たり	<u>27,500円</u>
営利を目的としない場合	1時間当たり	<u>27,500円</u>
入場料を徴収しない場合		
営利を目的とする場合	1時間当たり	<u>23,430円</u>
営利を目的としない場合	1時間当たり	<u>13,750円</u>
多目的大会議室		
営利を目的とする場合	1時間当たり	<u>15,530円</u>
営利を目的としない場合	1時間当たり	<u>10,430円</u>
楽屋	1時間当たり	<u>720円</u>
リハーサル室	1時間当たり	<u>1,740円</u>
練習室	1時間当たり	<u>610円</u>
会議室	1時間当たり	<u>5,850円</u>
略		
略		

(香川県栗島海洋記念公園条例の一部改正)

第4条 香川県栗島海洋記念公園条例(平成3年香川県条例第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(利用料金の收受)</p> <p>第5条 略</p>	<p>(利用料金の收受)</p> <p>第5条 知事は、指定管理者に別表の左欄に掲げる施設の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を当該指定管理者の収入として收受させることができる。</p>

(利用料金の承認)

第6条 略

別表 (第5条、第6条関係)

施設	単位	金額
大研修室	1時間当たり	<u>420円</u>
略		

(利用料金の承認)

第6条 利用料金は、指定管理者があらかじめ知事の承認を受けて定めるものとする。この場合において、指定管理者が定める利用料金の額は、別表に定める額を超えてはならない。

別表 (第5条、第6条関係)

施設	単位	金額
大研修室	1時間当たり	<u>410円</u>
略		

(さぬきこどもの国条例の一部改正)

第5条 さぬきこどもの国条例 (平成7年香川県条例第1号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																														
<p>(利用料金の収受)</p> <p>第5条 略</p> <p>(利用料金の承認)</p> <p>第6条 略</p> <p>別表 (第5条、第6条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設</th> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>スペースシアター</td> <td>1人につき1回</td> <td><u>510円</u></td> </tr> <tr> <td>こども劇場</td> <td>1時間当たり</td> <td><u>3,990円</u></td> </tr> <tr> <td>研修室</td> <td>1時間当たり</td> <td><u>1,420円</u></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	施設	単位	金額	スペースシアター	1人につき1回	<u>510円</u>	こども劇場	1時間当たり	<u>3,990円</u>	研修室	1時間当たり	<u>1,420円</u>	略			<p>(利用料金の収受)</p> <p>第5条 知事は、指定管理者に別表の左欄に掲げる施設の利用に係る料金 (以下「利用料金」という。) を当該指定管理者の収入として収受させることができる。</p> <p>(利用料金の承認)</p> <p>第6条 利用料金は、指定管理者があらかじめ知事の承認を受けて定めるものとする。この場合において、指定管理者が定める利用料金の額は、別表に定める額を超えてはならない。</p> <p>別表 (第5条、第6条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設</th> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>スペースシアター</td> <td>1人につき1回</td> <td><u>500円</u></td> </tr> <tr> <td>こども劇場</td> <td>1時間当たり</td> <td><u>3,880円</u></td> </tr> <tr> <td>研修室</td> <td>1時間当たり</td> <td><u>1,380円</u></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	施設	単位	金額	スペースシアター	1人につき1回	<u>500円</u>	こども劇場	1時間当たり	<u>3,880円</u>	研修室	1時間当たり	<u>1,380円</u>	略		
施設	単位	金額																													
スペースシアター	1人につき1回	<u>510円</u>																													
こども劇場	1時間当たり	<u>3,990円</u>																													
研修室	1時間当たり	<u>1,420円</u>																													
略																															
施設	単位	金額																													
スペースシアター	1人につき1回	<u>500円</u>																													
こども劇場	1時間当たり	<u>3,880円</u>																													
研修室	1時間当たり	<u>1,380円</u>																													
略																															

(香川国際交流会館条例の一部改正)

第6条 香川国際交流会館条例 (平成7年香川県条例第3号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
(利用料金の収受) 第5条 略			(利用料金の収受) 第5条 知事は、指定管理者に別表の左欄に掲げる施設等の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させることができる。		
(利用料金の承認) 第6条 略			(利用料金の承認) 第6条 利用料金は、指定管理者があらかじめ知事の承認を受けて定めるものとする。この場合において、指定管理者が定める利用料金の額は、別表に定める額を超えてはならない。		
別表（第5条、第6条関係）			別表（第5条、第6条関係）		
施設等	単位	金額	施設等	単位	金額
大会議室	1時間当たり	<u>2,140円</u>	大会議室	1時間当たり	<u>2,090円</u>
第1会議室	1時間当たり	<u>530円</u>	第1会議室	1時間当たり	<u>520円</u>
第2会議室	1時間当たり	<u>530円</u>	第2会議室	1時間当たり	<u>520円</u>
第3会議室	1時間当たり	<u>530円</u>	第3会議室	1時間当たり	<u>520円</u>
略			略		
展示室	1時間当たり	<u>500円</u>	展示室	1時間当たり	<u>490円</u>
略			略		
略			略		

(香川県社会福祉総合センター条例の一部改正)

第7条 香川県社会福祉総合センター条例（平成9年香川県条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
(利用料金の収受) 第5条 略		(利用料金の収受) 第5条 知事は、指定管理者に別表の左欄に掲げる施設等の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させることができる。	

(利用料金の承認)

第6条 略

別表 (第5条、第6条関係)

施設等	単位	金額
大会議室	午前9時から午後9時まで	<u>34,430円</u>
第1中会議室	午前9時から午後9時まで	<u>19,050円</u>
第2中会議室	午前9時から午後9時まで	<u>16,090円</u>
特別会議室	午前9時から午後9時まで	<u>37,520円</u>
第1研修室	午前9時から午後9時まで	<u>7,430円</u>
第2研修室	午前9時から午後9時まで	<u>7,830円</u>
OA研修室	午前9時から午後9時まで	<u>8,760円</u>
和室研修室	午前9時から午後9時まで	<u>10,430円</u>
介護実習室	午前9時から午後9時まで	<u>24,880円</u>
調理実習室	午前9時から午後9時まで	<u>19,120円</u>
文化教養室	午前9時から午後9時まで	<u>15,720円</u>
健康プレイルーム 専用使用の場合 略	午前9時から午後9時まで	<u>20,290円</u>
コミュニティホール	午前9時から午後9時まで	<u>59,380円</u>
リハーサル室	午前9時から午後9時まで	<u>7,650円</u>
第1楽屋	午前9時から午後9時まで	<u>2,220円</u>
第2楽屋	午前9時から午後9時まで	<u>3,880円</u>
略		
略		

(利用料金の承認)

第6条 利用料金は、指定管理者があらかじめ知事の承認を受けて定めるものとする。この場合において、指定管理者が定める利用料金の額は、別表に定める額を超えてはならない。

別表 (第5条、第6条関係)

施設等	単位	金額
大会議室	午前9時から午後9時まで	<u>33,480円</u>
第1中会議室	午前9時から午後9時まで	<u>18,520円</u>
第2中会議室	午前9時から午後9時まで	<u>15,630円</u>
特別会議室	午前9時から午後9時まで	<u>36,490円</u>
第1研修室	午前9時から午後9時まで	<u>7,220円</u>
第2研修室	午前9時から午後9時まで	<u>7,620円</u>
OA研修室	午前9時から午後9時まで	<u>8,520円</u>
和室研修室	午前9時から午後9時まで	<u>10,150円</u>
介護実習室	午前9時から午後9時まで	<u>24,190円</u>
調理実習室	午前9時から午後9時まで	<u>18,570円</u>
文化教養室	午前9時から午後9時まで	<u>15,290円</u>
健康プレイルーム 専用使用の場合 略	午前9時から午後9時まで	<u>19,730円</u>
コミュニティホール	午前9時から午後9時まで	<u>57,740円</u>
リハーサル室	午前9時から午後9時まで	<u>7,420円</u>
第1楽屋	午前9時から午後9時まで	<u>2,150円</u>
第2楽屋	午前9時から午後9時まで	<u>3,770円</u>
略		
略		

(香川県サポート高松交流拠点施設条例の一部改正)

第8条 香川県サポート高松交流拠点施設条例(平成15年香川県条例第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(設置)	(設置)

第1条 略

(利用料金の収受)

第5条 略

(利用料金の承認)

第6条 略

別表(第5条、第6条関係)

施設等	単位	金額
国際会議場		
会議室	1時間当たり	<u>13,330円</u>
応接室	1時間当たり	<u>1,150円</u>
第1控室	1時間当たり	<u>530円</u>
第2控室	1時間当たり	<u>530円</u>
ビジネスルーム	1時間当たり	<u>820円</u>
略		
展示場		

第1条 略

2 交流拠点施設は、次に掲げる施設で構成する。

- (1) 国際会議場
- (2) 展示場
- (3) 情報通信交流館
- (4)・(5) 略
- (6) 多目的広場
- (7) 略

3 前項に定めるもののほか、当分の間、次に掲げる施設を交流拠点施設を構成する施設とする。

- (1) 大型テント広場
- (2) アート広場

(利用料金の収受)

第5条 知事は、第1条第2項第1号から第3号まで若しくは第6号又は同条第3項各号に掲げる施設について、当該施設に係る指定管理者に別表の左欄に掲げる施設等の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

(利用料金の承認)

第6条 利用料金は、指定管理者があらかじめ知事の承認を受けて定めるものとする。この場合において、指定管理者が定める利用料金の額は、別表に定める額を超えてはならない。

別表(第5条、第6条関係)

施設等	単位	金額
国際会議場		
会議室	1時間当たり	<u>12,960円</u>
応接室	1時間当たり	<u>1,120円</u>
第1控室	1時間当たり	<u>520円</u>
第2控室	1時間当たり	<u>520円</u>
ビジネスルーム	1時間当たり	<u>800円</u>
略		
展示場		

展示場 略	1時間当たり	11,840円
情報通信交流館		
大研修室	1時間当たり	2,050円
中研修室	1時間当たり	1,020円
小研修室	1時間当たり	510円
多目的ホール	1時間当たり	5,140円
スタジオ	1時間当たり	3,080円
スタジオサロン		
専用使用の場合	1時間当たり	1,020円
ブロードバンド編集工房		
映像編集装置	1時間当たり	510円
音響編集装置	1時間当たり	510円
略		
多目的広場		
専用使用の場合	1時間当たり	7,400円
大型テント広場		
専用使用の場合	1時間当たり	11,930円
アート広場		
専用使用の場合	1時間当たり	10,590円
略		

展示場 略	1時間当たり	11,520円
情報通信交流館		
大研修室	1時間当たり	2,000円
小研修室	1時間当たり	500円
多目的ホール	1時間当たり	5,000円
スタジオ	1時間当たり	3,000円
スタジオサロン		
専用使用の場合	1時間当たり	1,000円
ブロードバンド編集工房		
コンピュータグラフィックス合成 装置	1時間当たり	500円
映像編集装置	1時間当たり	500円
音響編集装置	1時間当たり	500円
略		
多目的広場		
専用使用の場合	1時間当たり	7,200円
大型テント広場		
専用使用の場合	1時間当たり	11,600円
アート広場		
専用使用の場合	1時間当たり	10,300円
略		

附 則

- この条例は、平成26年4月1日から施行する。
- この条例の施行の日前から引き続き高等学校等（公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第90号）による改正前の公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）第2条第1項に規定する高等学校等をいう。）に在学する者に係る同日以後の高等学校の全日制若しくは定時制の授業料又は通信制の受講料（高等学校通信教育規程（昭和37年文部省令第32号）附則第2項の特科生に係るものを除く。）の徴収については、改正後の別表第1 第1表 使用料の部 2 公の施設の使用料（1）の項の規定にかかわらず、なお従前の例による。